令和８年度 児童相談体制等検討部会
ワーキンググループ（第１回）資料

令和８年１０月１９日

■ 本日の議題

① ワーキンググループの位置付け・今後の進め方

② 協同面接を視野に入れた性的虐待の初動対応

③ 子家セン間のケース移管

①ワーキンググループの位置付け・今後の進め方

1　児童相談体制等検討会について

■ 児童虐待など子供と子育て家庭を取り巻く状況が厳しさを増す中、平成30年に目黒区で発生した虐待死亡事故を契機に、**都と区市町村が連携して子供たちの安全・安心を守るための取組を検討**することを目的に、令和元年度に設置

2　各会議の役割・構成委員等

児童相談体制等検討会	• 都全体の児童相談体制向上のため、業務の標準化などの６つのテーマの課題や取組状況について、報告、意見交換等を行い、 PDCA サイクルを恒常的に回す • 都及び区市町村の児童福祉を主管するもので構成【部長級】
検討部会	• 検討会座長から指示された事項について検討し、検討会に報告 • **ワーキンググループでの検討内容を確認、意見交換、承認を行う役割** • 都と区市町村の課長級以下の職員で構成【課長級】
ワーキンググループ	• **業務の標準化について、実務的な議論を交わし、検討を実施** • 係長、課長代理級の職員を中心に構成**【係長級・課長代理級】**

3　ワーキンググループ（WG）について

- 令和６～７年度は、**ケース移管・東京ルールの見直し等**について議論し、令和７年度に**ケース移管の共通認識のとりまとめ及び東京ルール・共有ガイドラインの改正**を行った
- 令和８年度は、**業務の標準化を進める上で実務的に議論すべき新たなテーマ**について検討を行う

①ワーキンググループの位置付け・今後の進め方

■ 令和８年５月に実施した都児相･区児相･子家センへの**調査回答結果を踏まえ**、業務の標準化に向けて**WGで実務的に議論すべきテーマ**について、検討会（同年８月27日）において**以下の３テーマに決定**

① 協同面接を視野に入れた性的虐待の初動対応

- 性的虐待は、被害が潜在化・長期化しやすく発見が困難であり、**初動対応が極めて重要**
- **性的虐待の被害事実確認**では、子供の負担軽減及び供述の信用性確保のため、**検察・警察・児相の３機関による協同面接**による聴取を行う場合があり、**検察や警察との円滑な連携**を図るため、**都区児相の対応の標準化**が必要
- 性的虐待の対応に当たっては、子供の安全確保及び権利擁護のため、**初期段階から**調査の進め方や役割分担等を**子家センと児相が一緒に検討**するなど、**連携した対応**を取ることが重要

② 子家セン間のケース移管

- **転居ケース**についてはリスク評価と引継ぎ・情報共有が重要であり、虐待の再発防止と援助の継続性確保のため、**自治体間で統一的な対応が必要**であるが、**区市町村間（子家セン間）のケース移管**については、児相間のケース移管（全国ルール）と同様のレベルでの基準はないため、**一定のルールの整理が必要**

※全国ルール：転居及び一時帰宅等に伴う相談ケースの 移管及び情報提供等に関する申し合わせ（令和4年12月20日）

③ 子家センから児相への相談及び児相から子家センへのSV機能のスキーム化

- **児相と子家センとの連携強化**を図るため、子家センから児相へ**日常的な相談**ができ、相談に対して児相が子家センへ**適切なスーパーバイズ機能を発揮**できる枠組みが必要

【WGの今年度の到達点】

上記検討項目について「課題の共有・論点整理」を実施

⇒ 令和９年度の「議論のとりまとめ（成果物の作成を含む）」につなげる

①ワーキンググループの位置付け・今後の進め方

今後のスケジュール

■　第1回ワーキンググループ　【本日】

・「協同面接を視野に入れた性的虐待の初動対応」に係る課題の共有
・「子家セン間のケース移管」に係る課題の共有

■　第2回ワーキンググループ　【令和８年11月18日(水)】

・「協同面接を視野に入れた性的虐待の初動対応」「子家セン間のケース移管」に係る論点整理
・「子家センから児相への相談及び児相から子家センへのSV機能のスキーム化」に係る課題の共有
・　その他意見交換が必要な事項（R７年度改正東京ルールの運用状況について）

■　第3回ワーキンググループ　【令和８年12月頃】　※状況により書面開催

・「子家センから児相への相談及び児相から子家センへのSV機能のスキーム化」に係る論点整理
・　ワーキンググループ中間まとめ

■　第3回検討部会　【令和９年１月頃】

・　ワーキンググループの検討状況の報告

⇒ **令和９年度：**今年度の検討を踏まえた「**議論のとりまとめ（成果物の作成を含む）**」を実施

■ 本日の議題

① ワーキンググループの位置付け・今後の進め方

② **協同面接を視野に入れた性的虐待の初動対応**

③ 子家セン間のケース移管

② 協同面接を視野に入れた性的虐待の初動対応

性的虐待対応に関する現行の取扱い

➢ 性的虐待は、**被害が潜在化・長期化**しやすく**発見が困難**であり、こどもの心身にダメージを与え続け、成長・発達や人格成熟に大きな影響を及ぼす等、**他の虐待と異なる特殊性**があり、**対応に留意が必要**

現行の根拠規程等

・児童相談所における性的虐待対応ガイドライン2011年版　・児童相談所運営指針　・子ども虐待対応の手引き
・各所マニュアル（東京都児童相談所：東京都性的虐待対応ガイドライン　等）
・児童虐待相談等の連絡・調整に関する基本ルール（「東京ルール」）
・子供家庭支援センターと児童相談所の共有ガイドライン（「共有ガイドライン」）

➢ 受理件数、マニュアル整備状況、協同面接の実施状況・実施体制、人材育成の方法等について、**都内各機関でばらつき**がある（机上配布資料P1,2及び調査結果：都児相P34,36　区児相P22,27,29　子家センP2,8）

検討会・検討部会における意見

● 性的虐待の統一的な対応については、都児相・区児相において、**既にガイドライン等が作成**されているところもあるため、これらの**すり合わせを行う**とともに、**子家センが性的虐待の通告を受けた際**に、**児相への送致・援助要請を行う流れ**が分かるよう、**東京都全体の基本的な対応の流れの整理**を行うとよい

● **協同面接のルールが確立されていない**印象がある。警察・検察の担当者によって理解度や考え方が様々であるため、**一定の標準化**を行い、**都児相・区児相の共通認識**を持てるとよい

検討の流れ

✓ **国の指針・ガイドライン等を踏まえ、都児相･区児相･子家センの共通認識となる性的虐待の初動対応のポイントを整理**

✓ **令和８年９月に実施した都児相･区児相･子家センへの調査回答結果から、次の４つの課題に分け検討を行いたい**

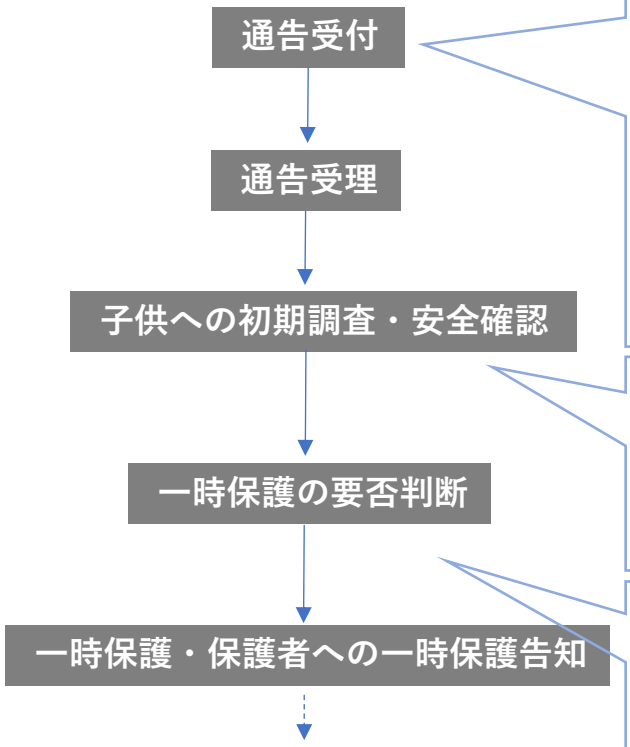
対応フローの整理　**警察・検察との連携**

初動における子家センの役割　**記憶の汚染防止**

② 協同面接を視野に入れた性的虐待の初動対応

対応フローの整理

- 「児童相談所における性的虐待対応ガイドライン2011年版（参考資料1-1）」や各種マニュアルにおいて、**フローチャート等は整理済み**
- 調査結果からは、通告受付時、初期調査面接時、緊急受理会議時など、**対応フローの各段階**において**課題認識あり**



「『児童相談所における性的虐待相談の対応ガイドライン2011年』による対応フロー概要図」を参考に作成

通告受付時の課題

- ◆ 通告受付時においては、**本人からの相談、保護者からの相談、関係機関からの通告**等相談経路ごとに異なる課題がある（調査結果：都児相P32,区児相P23,子家センP3）
- ◆ **性的虐待**の**受付経路別受理件数の割合**では、**区児相・子家センは関係機関からの通告が最も多い**（調査結果：区児相P22,子家センP2）が、**関係機関の聞き取りにより記憶の汚染・児童の負担への懸念**を指摘する回答がある（調査結果：都児相P32,区児相P23,子家センP4） ※ 都児相は**送致・援助要請**の割合が**3割と最多**（机上配布資料P1）
- ◆ 共通して挙げられた課題は、「**通告内容の曖昧さへの対応**」「**記憶の汚染防止への配慮**」「**安全確保の判断**」等

初期調査面接時の課題

- ◆ 初期調査面接の体制で「**加害者と同性の面接者を避ける**」「**２名体制で実施**」は多くの児相で共通（調査結果：都児相P34,区児相P27）
- ◆ **対応可能な人材の不足**、**聞き取りの範囲**が課題との回答あり（調査結果：都児相P35,区児相P27）

一時保護の要否判断における課題

- ◆ 一時保護の要否判断で多く挙がった課題は「**子供の意向と児相の方針の調整**」、「**判断の時間的猶予が少ない**」「**子供の安全確保と在宅の可否判断**」「**非加害保護者の保護・監護能力の評価**」（調査結果：都児相P35,区児相P28）

✓ **通告受付から一時保護までの一連の流れに関して、「誰が・いつ・何を行うのか」を整理するに当たり、関係機関で共通認識を持つべき事項について、ご意見を伺いたい**

② 協同面接を視野に入れた性的虐待の初動対応

警察・検察との連携

- 都区児相の**協同面接に係る警察・検察への連絡窓口や様式等**については、「協同面接（三機関連携）に係る連絡先リスト【令和７年４月版】等の送付について」により、**連絡先リストが共有**されている（参考資料 1-2（事業課事務連絡））
- 連絡窓口や様式等は共有されている一方、現場実務においては、警察・検察への連絡を検討する時期や検察への連絡経路等について、**連絡調整の手順や判断に差異**が見られる
- **協同面接の対象とする事案の範囲等**について、機関ごとに**運用や考え方に差異**が見られる

警察・検察との連携に関する現状と課題（調査結果：都児相P33,34　区児相P25,26）

- ◆ **協同面接の実施判断**は、**「警察・検察との協議で判断」「所内の会議で判断」「被害の具体性、重篤度で判断」**が多く、**都区児相でおおむね共通**している
- ◆ **警察・検察への連絡の検討基準**は、**「基本的に性的虐待が疑われる事案は警察と協議」から「数年前の事案や発言が曖昧なものは初動時点では連絡しない」「被害状況が重篤である場合」**など、**ケース内容や連絡のタイミングに児相間で差異**がある
- ◆ **協同面接の課題**として、区児相９所、都児相７所が**「他機関との日程調整が難しい」**と回答
- ◆ **その他、自由記述から以下の意見あり**
 - 警察経由での検察への連絡がうまく伝わらない等、連絡調整の不備により連携が十分にできない
 - 司法面接について、警察・検察の知見や聴取方法に差がある、聞き取りを行う担当者（検事）の性別の配慮が必要
 - 録音・録画の貸与または複写に関する検察官の判断の違いや、司法面接ができる部屋の貸与への対応等、ルール整理の必要
 - 警察と検察へ同時に連絡する児相もあり、検察への連絡経路について所間の差がある
 - 協同面接実施の判断のポイントが、警察と児相では異なるように感じる

✓ **警察・検察への連絡を検討する基準・時期・経路や、連絡調整の手順を標準化する上で、考慮に入れたい事項・標準化の範囲について、ご意見を伺いたい**

② 協同面接を視野に入れた性的虐待の初動対応

初動における子家センの役割

- **共有ガイドライン**(R8.3.12改正)において、性的虐待対応についての**児相と子家センの役割分担を整理**（参考資料1-3）
- **改正内容の解釈**について差があり、具体的なケース対応の中でも課題がある

子家センが感じる課題

- 性的虐待の**児相への連絡検討の基準**については、**受理後早期に連絡**する所が多い（調査結果P5）
- **送致・援助要請の判断で迷うことや課題**については「**現状の子家センでは性的虐待対応が難しい**」が最も多く（調査結果P6）、**児相からあるとよい支援・助言**については「**通告受理時の初動対応に関する助言**」が最も多い（調査結果P8）
- こうした結果から、**初動における子家センの調査範囲の明確化**や、**送致・援助要請の判断に関する具体例の提示**が求められていると考えられる
- また、**共有ガイドライン改正後の運用**については、**児相への連絡時期に関する認識・理解に差異**があると考えられる

児相が子家センに対応を期待する事項

- （都児相）管内子家センから**送致・援助要請を受ける際の課題**は、「**初期情報・逐語記録が不十分**」が10所で**最も多い**（調査結果P36）
- 「子家センには、子どもから出た話を逐語で聞き取ることに留め、家族状況やこれまでの相談歴や所属での評価などの周辺調査を対応してもらいたい」「専門的対応は児相の役割だが、子家センには地域の相談機関としての調査・調整能力を引き続き発揮してほしい」等、**子家センには逐語での記録と周辺調査に期待する回答が多い**（調査結果P36）

区児相の取組

- 児相と子家センに係る設置・運営形態は、**独立した組織５所**、**同一組織内で機能が分かれている３所**、**一体型２所**（調査結果P31）
- 「合同受理会議で情報共有しその場で対応を相談・決定」「性的虐待は児相部門が受理・対応する」等、**子家・児相間で連携・役割分担を行っている**

✓ **初動における子家センの役割について、具体的に整理・検討を行ったほうが良い項目についてご意見を伺いたい**

② 協同面接を視野に入れた性的虐待の初動対応

記憶の汚染防止

- 「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」（令和５年法律第66号）により、性犯罪被害者等の供述及びその状況の録音及び録画を同時に行う方法により記録した記録媒体について、一定の要件の下、証拠能力が認められることになった
- **刑事事件として立件が想定される虐待事例**については、こどもによる被害開示等の**情報開示等の内容や経過を適切に記録すること**や、協同面接（代表者聴取）実施までの間に誘導や暗示を用いるなどして**記憶の汚染を生じさせないこと**などに**留意が必要**
- 一方で、**聴取を控えることと重篤度の判断が両立**しにくい、**「聞きすぎない」の具体的内容**が共有されていない、**関係機関が聞き取りすぎてしまう**等、**記憶の汚染防止に取り組む上での課題**を感じる回答も多い

記憶の汚染防止に関する主な課題

- **記憶の汚染を防止するための対応**の実施率は、都児相・区児相・子家センとも高いが、**水準に差があり、「繰り返し聞かない」は都児相12所・区児相全所、子家センの対応する選択肢「被害を聞き出そうとしない」は39所、「誘導・暗示・教唆となる言動を避ける」は都児相12所、区児相9所、子家セン44所**
 （調査結果：都児相P33,区児相P24,子家センP7）
- 記憶の汚染防止については、**通告前の関係機関による聞き取り、初期対応時の聞き取り及び児相から子家センへの助言等の各場面において課題が指摘**されている
- 「子どもの所属先の先生等が誘導的に聞き取ってから通告してくる事例が多い」「特に学校の教員が被害内容を踏み込んで聴いてしまうパターンがある」「スクールカウンセラー、担任、管理職等での複数回に及ぶ聞き取り」等、**記憶の汚染が通告前の段階で生じている**ことが共通して指摘されている
- **「聞きすぎない」の具体的な範囲に関する認識に差異が見られる**ほか、**被害の重篤度を判断するために必要な情報把握との両立に課題**がある

✓ **記憶の汚染防止に関する課題や共通認識を持つべき事項について、ご意見を伺いたい**

■ 本日の議題

① ワーキンググループの位置付け・今後の進め方

② 協同面接を視野に入れた性的虐待の初動対応

③ 子家セン間のケース移管

検討項目②　子家セン間のケース移管

子家の移管に関する現行の取扱い

- **区市町村間（子家セン間）のケース移管**については、児相間のケース移管（全国ルール）（参考資料1-7）と**同様のレベルでの基準はない**
- **８割の子家センが共有ガイドライン等（参考資料1-4,6）を活用**（調査結果P11）しているが、子家セン間のケース移管について、「**都内共通で定めたほうが良い事項**」について**多くの回答・意見**あり（調査結果P21）

現行の根拠規程等

- 子ども家庭センターガイドライン
- 子供家庭支援センターと児童相談所の共有ガイドライン（「共有ガイドライン」）

検討会・検討部会における意見

- 子家セン間でやり取りを要する場面が多いため、**共通ルールの構築**により現場のやり取りが円滑になることを期待する
- 子家セン間のケース移管については、令和８年度のワーキンググループでは、**都内の区市町村間における共通認識の形成**を目的として検討を進める。その上で、他県を含むケース移管への対応についても、別途検討していく（事務局回答）

検討の流れ

✓ **子家セン間の移管の手順について、国のガイドライン等の現行規程を踏まえつつ、都児相・区児相・子家セン間で共通認識を持つべき（標準化を行うべき）ポイントを検討**

検討項目②　子家セン間のケース移管

子家セン間のケース移管に関する現状と課題

現状の整理

- ◆ 子家センの**移管・情報提供の実施件数**は自治体ごとにばらつきがある（机上配布資料P3）
- ◆ 子家センの移管・情報提供の判断根拠は「**東京ルール・共有ガイドライン**」が54所、「**東京ルール様式11**」を使用しているのが51所、**事前協議**を「ほぼ全件実施」が57所（調査結果P11,14）
- ◆ **移管の対象とする類型**は、虐待ケース・養育困難が多く挙げられているが、自治体ごとにばらつきがある（調査結果P10）
- ◆ **引継ぎのタイミング**は「１か月以内」が31所で最も多く、「ケースにより異なるため特に目安はない」が15所（調査結果P14）
- ◆ **引継方法**について、移管時は「電話で引継ぎ」が50所、「対面で引継ぎ」が45所、情報提供時は「電話で引継ぎ」が53所（調査結果P16）

移管の各手続における課題

- ◆ **相手方の自治体と認識が合わず調整に苦慮した経験が「ある」のは38所。**苦慮した事項は、「**移管対象の基準が異なる**」32所、「**要対協ケースの範囲が異なる**」30所、「**リスク認識・緊急度認識が異なる**」27所（調査結果P19）
- ◆ **都内共通で整理し定めた方がよい事項**は、都児相・区児相・子家センともに「**移管の判断基準、移管の対象基準**」（調査結果：都児相P37,区児相P31,子家センP21）
- ◆ **移管・情報提供・終結の判断基準**については、「**文書化はないが運用として共有されている**」が36所、「**担当者判断となることが多い**」が8所であり、**判断の根拠が明文化されていない状態が広く見られる**（調査結果P11）
- ◆ **移管時の同行訪問または同席面接**について、「**必要性が高いケースのみ**」が25所、「**原則実施**」が22所、「**ほとんど実施していない**」が11所あり、対応が分かれている（調査結果P18）
- ◆ 区児相設置自治体（児相・子家セン一体型）から他自治体子家センへの移管の手続の整理についての意見がある（調査結果：子家センP21,都児相P37）

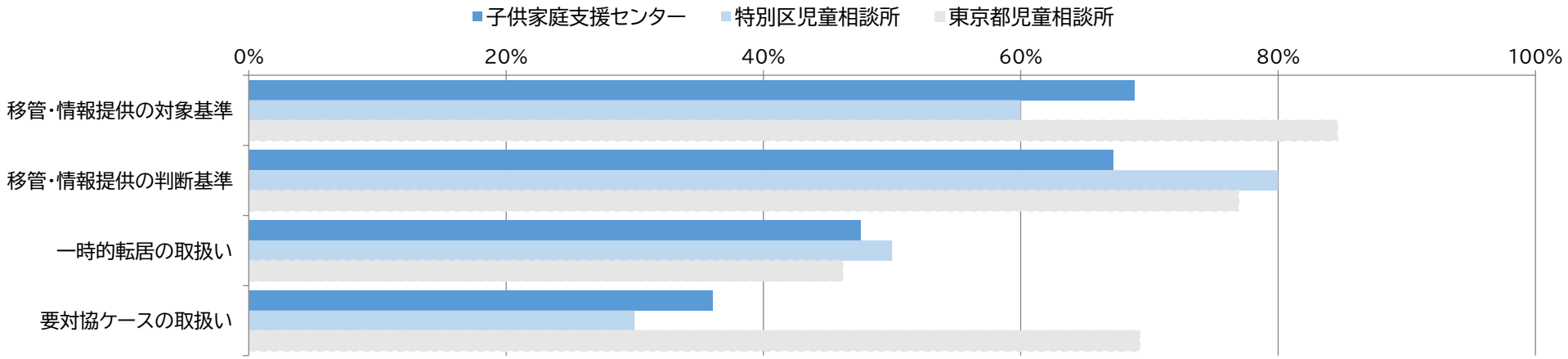
➢ **共有ガイドラインに基づく対応や東京ルール様式11の使用、事前協議の実施は、多くの子家センで共通している一方、移管の対象・判断の基準、同行訪問・同席面接の実施状況など、運用面において自治体間で差がある状態**

検討項目②　子家セン間のケース移管

標準化を行う上での論点（案）

1. 移管・情報提供の対象
2. 移管・情報提供の判断基準
3. 第１報・引継ぎのタイミング
4. 事前協議の方法
5. 引き継ぐべき情報・資料、共通様式
6. 移管・情報提供の事務手続きの手順の整理
7. 子家センと児相設置区との移管について
8. 国情報共有システムの活用

（問）子家セン間のケース移管・情報提供について、統一的に整理した方がよい事項を教えてください。（複数選択可）



※子家セン61所、特別区児童相談所10所、東京都児童相談所13所　※各機関の上位3項目を抽出（同率は元の項目順）、全機関の割合を表示

✓ **子家セン間のケース移管を円滑に行うために、都内自治体間で標準化を行い、共通認識を持つべきポイントについて、ご意見を伺いたい**

参考資料2

P2～21　子供家庭支援センター

P22～31　特別区児童相談所

P32～37　東京都児童相談所

令和8年度
児童相談体制における
現状把握のための調査結果
（業務の標準化　テーマ①・②）

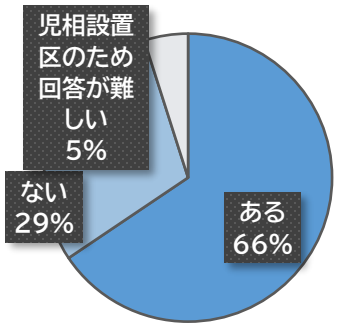
児童相談体制における現状把握のための調査結果（子供家庭支援センター）

≪調査概要≫
目　　的：子供家庭支援センターにおける、業務の標準化テーマに係る現状や課題等の把握
実施時期：令和8年9月2日～同月18日
対　　象：61区市町村（※児童相談所設置区のため回答なし1自治体）

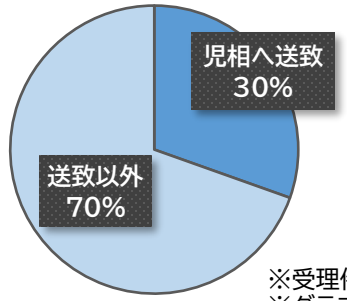
協同面接を視野に入れた性的虐待の初動対応

（問）R7年度に**性的虐待**（ネグレクト（性）含む）の**通告・相談の受理**がありますか。

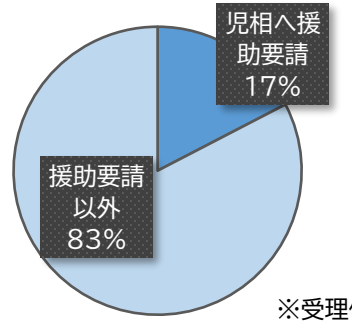
（単位：自治体数／ n=61）



（問）R7年度の受理件数と**児相へ送致・援助要請**した件数を教えてください。
1児童につき援助要請・送致いずれも行った場合は、援助要請・送致それぞれに件数を計上してください。

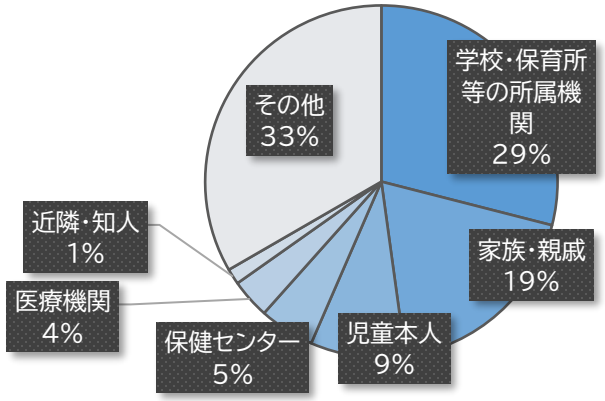


※受理件数を分母とした割合
※グラフは割合表示

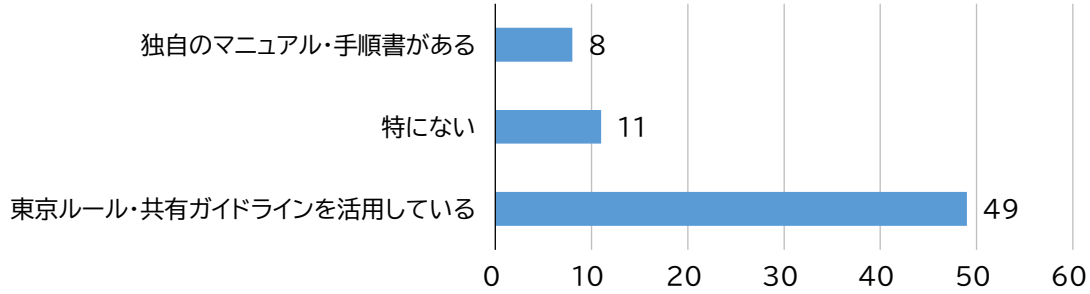


※受理件数を分母とした割合
※グラフは割合表示

（問）R7年度の通告・相談の**受付経路別受理件数**を教えてください。（n=40）※グラフは割合表示



（問）性的虐待対応について、**活用しているマニュアル・手順書**はありますか。（複数選択可）（単位：自治体数／n=61）



児童相談体制における現状把握のための調査結果（子供家庭支援センター）

性的虐待の初動対応

（問）性的虐待の下記それぞれの通告受付時の初動対応において、課題に感じることは何ですか。

本人からの相談の場合

（主な回答）

【記憶の汚染への配慮】
- 本人から相談があった場合、重篤度が分からない初動対応において、子家がどこまで本人から聞いてよいのか、判断が難しい
- どこまで聞き取りを行っていいのか、本人が自発的に話している場合に、どの時点で聴取を止めたほうがよいのか、課題に感じていた。東京ルールも細かくはないのでマニュアルのようなものが欲しい

【面接方法】
- 本人がこれ以上の聞き取りを拒んだ場合における、その後の具体的なアプローチ方法や事実確認の進め方
- 本人及び面談者の性別を踏まえた面接体制の判断に迷う
- 本人の意向と保護の必要性の調整、「親に知られたくない」「通報しないでほしい」という希望がある場合の対応

【職員の知識・経験及び対応体制】
- 職員の対応スキルの差、性的虐待特有の聞き取りや支援に関する知識・経験は不足している。相談を受け、適切な対応と対処の知見がある職員（専門職）がいない

保護者からの相談の場合

（主な回答）

【事実確認の難しさ】
- 保護者が動揺しており、情報が不正確・断片的なことがある
- 子面談の調整（保護者が拒否する事がある）
- 家族が虐待者の場合、事実を受け止めず、隠そうとする、または事実から目をそらす発言となる傾向

【児相との連携】
- 児童相談所へつなげることを伝えた後にこども家庭センターからの介入が難しくなる可能性がある
- 保護者の納得、同意を得て児童相談所につなぐこと
- 児童相談所にどの段階で送致したらいいのか判断に迷うことがある。途中から児相に引き継ぐことへの保護者の抵抗感もある
- 子家が行う「可能な限りの調査を行う」程度が解りづらい

【職員のスキル不足】
- 相談を受け、適切な対応と対処の知見がある職員（専門職）がいない
- 対話の手法、記録の残し方等、対応する職員の技術力
- 誰から、どのように調査をしていくかなど基本的な動きや対応に迷う

関係機関からの通告の場合

（主な回答）

【記憶の汚染への配慮】
- 関係機関内（スクールカウンセラー、担任、管理職等）での複数回に及ぶ聞き取りによる、児童の記憶の汚染および負担への懸念

【通告内容の曖昧さ】
- 児童の発言が逐語録等で正確に記録されておらず、通告時における情報が曖昧
- 情報が伝聞であることが多く、事実関係が不明確な場合がある

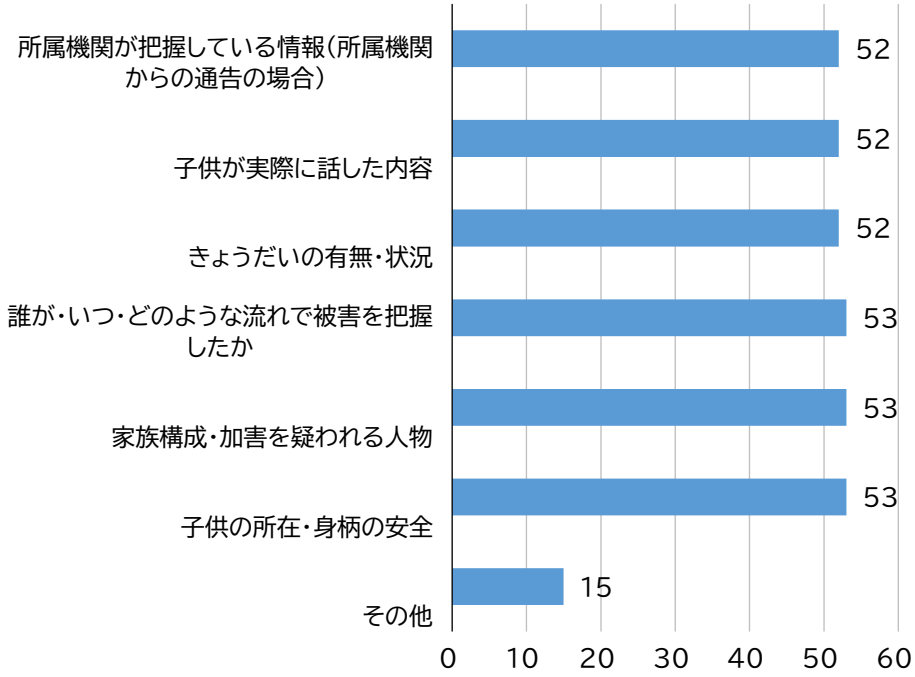
【児相との連携】
- 本人をこども家庭センターや児童相談所へどのようにつなげるのかが難しい
- どのような事案を性的虐待として取り扱うか、職員によっては判断が難しいのではないかと感じる

【関係機関との連携】
- 二次被害や情報混濁を生じさせないために、関係機関と児童とのやり取りについてどのような指示を行うか
- 聞き取りや支援の進め方を関係機関で共有ができていない
- 関係機関が本人から他の人に言わないでほしいと言われ、本人の気持ちを優先することで子家の動きに難色を示される
- 児童への面接場所提供の協力依頼等の調整
- 通告元の秘匿対応が難しい

児童相談体制における現状把握のための調査結果（子供家庭支援センター）

性的虐待の初動対応

（問）通告受付時に確認・記録している事項を教えてください。（複数選択可）（単位：自治体数／n=61）



【その他】

（主な回答）

- 日常の児童の様子（出席状況、発達特性、その他児童に関し心配な状況は生じているかなど）
- こどもの発達特性の有無、保護者に関する情報
- 就学前（在籍あれば）はお迎え時間、小学生以上は、帰宅時間・学童の利用の有無
- ①子どもがどのような思いで話してくれたか②他に誰かに相談しているか（子ども自身、関係機関自身）③事象について家族の誰が把握しているか

（問）性的虐待の通告受付時に、課題に感じることがあれば教えてください。

【通告内容の曖昧さ】

- 虐待事象の発生時期や内容が曖昧な場合に、どこまで子家センで対応すべきか迷う
- 詳細が不明なことが多い
- 性的虐待に関しては通告時点では被害の大小の判断を行うことが困難であり、送致を検討していたとしても具体的調査を求められた場合に踏み込む（聴取する）ことに対して、躊躇してしまう

【二次被害・記憶の汚染の防止】

- 状況を把握したいが、詳細を聞き取らないようにしているため、詳細不明のまま受理をしている

【関係機関との連携】

- 関係機関への対応の周知。子どもから開示があった場合に聞きすぎない対応の徹底
- 関係機関から通告があって入った時、通告元の機関で児童に対して過剰に聞き取りがされていたり、子ども家庭支援センターから関係機関への事実確認が困難な状況がある
- 学校が性的虐待（疑い含む）を認知してから通告までに時間を要していることが多い
- 本人への2次的被害をなくすために、最初に直接話を聞いた職員の対応や関係機関へのつなぎが重要

【児相との連携】

- 子家センがどの範囲まで調査を行うべきかについて、明確な基準が定まっていない
- 対応経験が少ないため、子家としてどう動くか決まっていない
- 児童や保護者との面接対応が必要となる場合があるが、職員の対応力が十分ではない

児童相談体制における現状把握のための調査結果（子供家庭支援センター）

性的虐待の初動対応

（問）性的虐待対応に当たり、どのようなケース・状況・段階で児相への連絡を検討しますか。（単位：自治体数／n=61）

（主な回答）

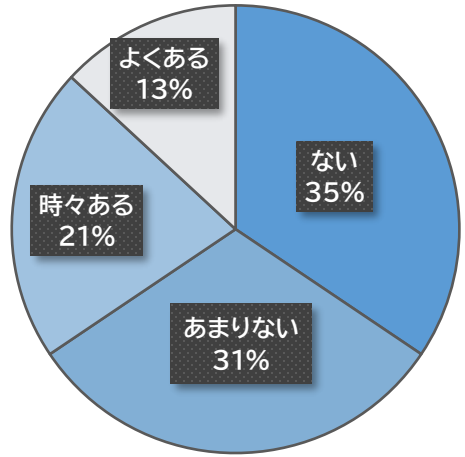
【スーパービジョン（SV）・助言の充実】
- 市で対応してよいのか、対応できる範囲はどこまでか、援助要請していいのかと迷った場合に、その相談をしたい

【通告受理時又は受理後早期に連絡】
- 通告受理直後に児相への連絡を検討する
- 通告を受けた時点で相談を行い、同時並行で職員を派遣し正式に送致にするのか援助要請にするのかを判断する
- 性虐の懸念があり相談を受けた時点で課内で判断し、児相に相談する
- 通告の時点で、性的虐待が疑われた場合に連絡
- 性的虐待が確定した段階ではなく、性的虐待が疑われた段階や子どもの安全に懸念が生じた段階で児童相談所への連絡を検討している

【虐待の程度に応じ、関係機関調査後に連絡】
- 重篤でない場合は、関係機関からの相談はある程度調査してから児相に連絡する
- 東京ルール改正前は、初動の段階で児童相談所への連絡をすることが主であったが、今後は改正後のルールにのっとり、可能な限りの調査、子家としてのアセスメントの上に児相への連絡を検討する

【役割分担の明確化】※児相設置区
- 性的虐待については児相部門が受付・受理しており、子家では受付しない

（問）児相へ連絡・相談するタイミングについて、迷うことがありますか。（単位：自治体数／n=61）

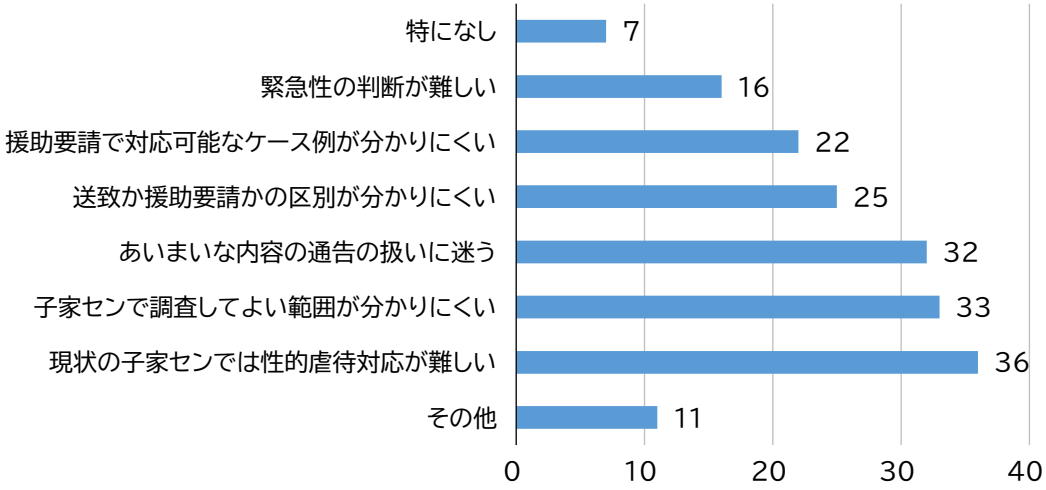


（問）「よくある」「時々ある」を選択した場合、タイミングについて迷うのはどのような場面ですか。

（主な回答）
- 相談をしたタイミングで受理してもらえるかどうか判断に迷うことがある
- あいまいな内容の通告の扱いについては、児相へ連絡・相談するタイミングについて迷うことがある
- 乳幼児等の子どもに性的な言動があるが、原因がわからない場合
- どの程度だと一時保護になるのか、心理面談等で対応終結となるのか、判断基準が明確でない
- 情報が少ない、または整理されていない

児童相談体制における現状把握のための調査結果（子供家庭支援センター）

（問）児相への「送致」と「援助要請」の判断について、迷うことや課題を感じることを教えてください。（複数選択可）（単位：自治体数）

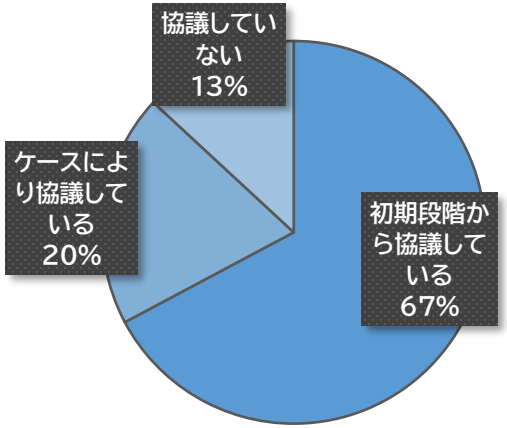


【その他】

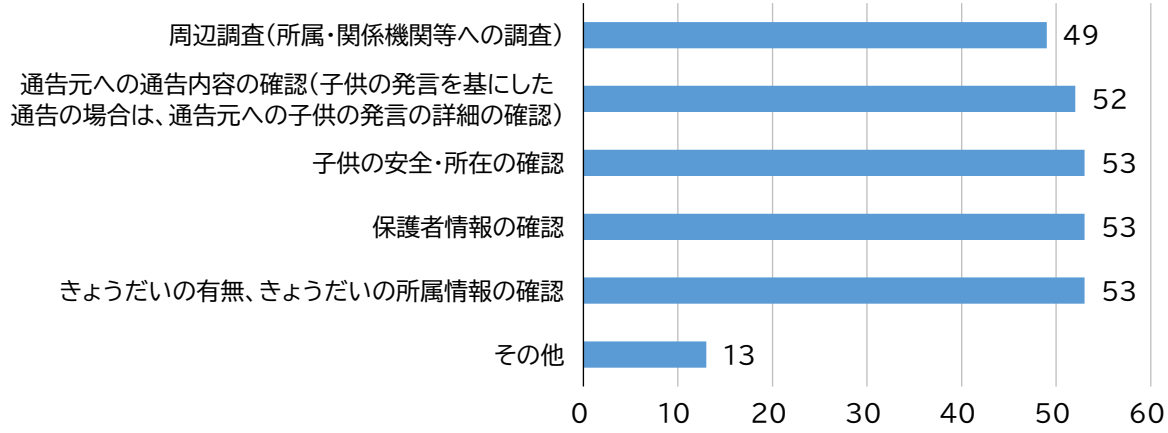
- 性的虐待で受理した場合、まずは児相に相談している
- アセスメントが不十分な中での連絡・調整となるため、送致と援助要請のどちらにするか判断しづらい
- 区独自の運用に基づき対応しているため、特段の課題はない
- 虐待通告を受けた際には、区児童相談所と合同緊急受理会議を行うことから、緊急性の判断や対応についてもその場で相談・決定することができる

（問）性的虐待の通告を受けた際、児相と調査方針の協議を行っていますか。

（単位：自治体数／n=61）



（問）児相への送致・援助要請の前に、子家センとして実施している調査の範囲を教えてください。（複数選択可）（単位：自治体数）

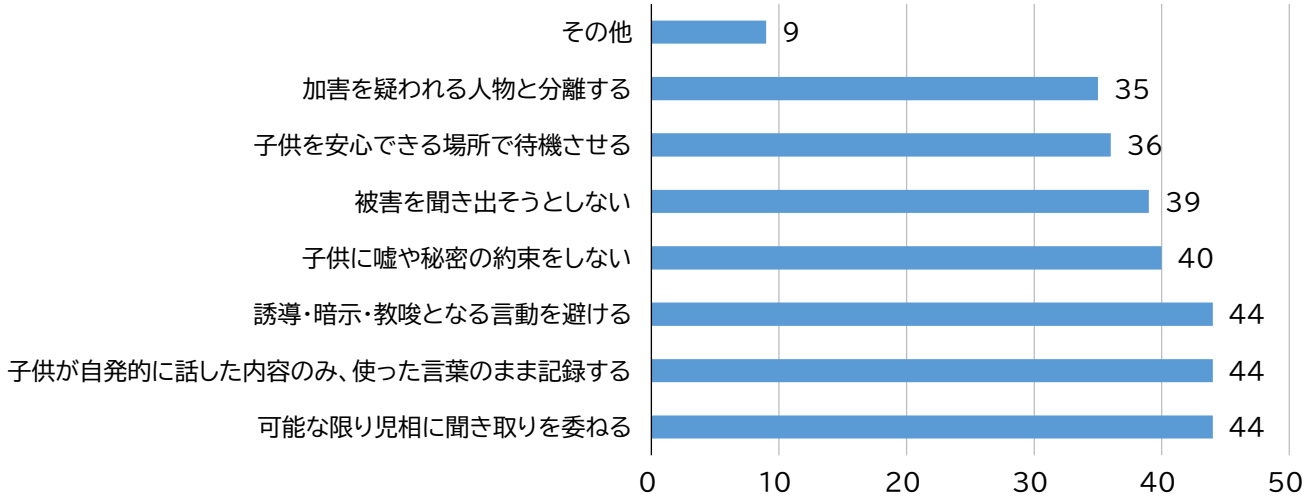


【その他】

- 生活保護情報、未就学児の母子保健情報等
- こども自身の普段の様子や気になる言動の有無についてなど

児童相談体制における現状把握のための調査結果（子供家庭支援センター）

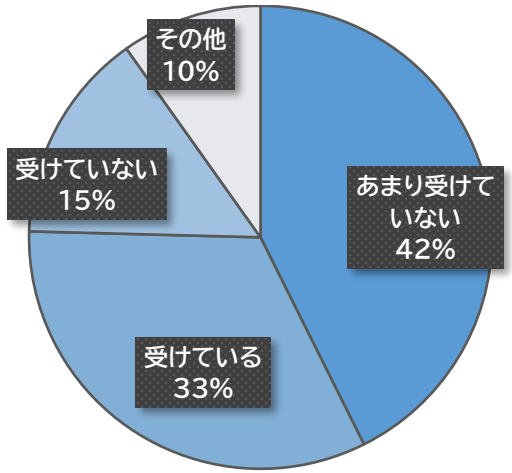
（問）ケース対応中に性的虐待に関する子供からの聞き取り場面が生じた場合、**二次被害・記憶の汚染**（※子供への繰り返しの聞き取り等による心理的負担の増大や、記憶や供述に外部情報が混入し事実関係が不明確になること）を防ぐために**気を付けていること**を教えてください。（複数選択可）（単位：自治体数）



【その他】

- 性的虐待については児相部門が受付・受理しており、子家では受付しない
- 通告・相談の受理実績無し（区児童相談所が対応）

（問）**記憶の汚染防止**について、**児相からの助言や情報共有**を受けていますか。
必要と感じる児相からの支援があれば、その他を選択し記載してください。（単位：自治体数／n=61）



【その他必要と感じる支援】

- 初動体制や、面談の模擬演習等を含む研修の実施

児童相談体制における現状把握のための調査結果（子供家庭支援センター）

（問）子家センとして**調査を行う際、特に気を付けている点・重視している点**を教えてください。

（主な回答）

【関係機関との連携】

- 要保護児童対策地域協議会の調査なので、保護者に了承なしに情報を共有していることを関係機関に連絡する際に説明している
- 要保護児童対策地域協議会の対象児童として受理し、関係機関には情報の取り扱いに十分に留意するよう説明する
- 関係機関や児童相談所からの介入に拒否的にならないように、慎重に関係性を築きながら関係機関の介入のタイミングを判断

【児相との連携】

- 児相へ連絡を行い、子家の対応についての助言をもらい、併せて児相の対応について協議
- 現場対応職員2名及び事務所で児相との連絡調整を行う職員1名の計3名で対応

【本人・家族への配慮】

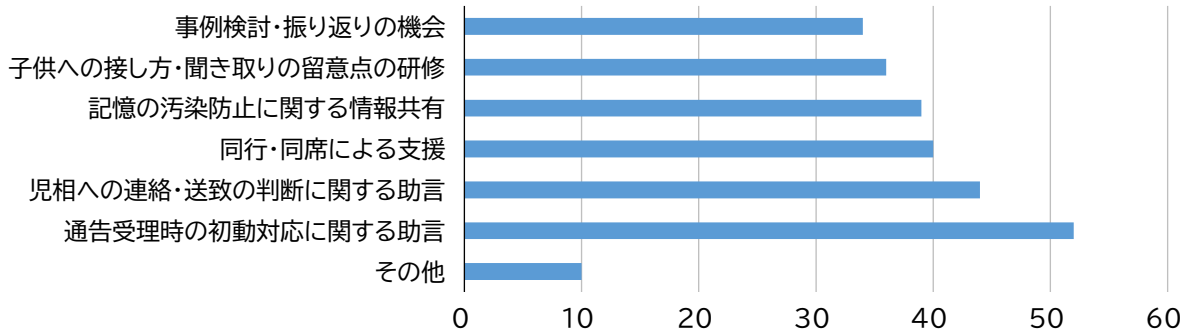
- 記憶の汚染等にならないように聞き取りはオープンクエスチョンを心掛け、また言った言葉をそのまま記録する
- 直接聞き取りを実施しないよう気をつけている

（問）性的虐待に対応するための**職員の育成**について、特別に取り組んでいることがあれば御記載ください。

（主な回答）

- 性的虐待への対応等の専門研修を受講している
- 司法面接、RIFCR（リフカー）研修（性虐待初期対応研修）等の所外研修、性的虐待の基礎知識を内容とした課内研修を実施

（問）性的虐待対応に関して、**児相からどのような支援・助言**があるとよいですか。（複数選択可）（単位：自治体数）



【その他】

- 援助要請と送致の区分に関する具体的な説明
- 送致・援助要請を受け入れる具体的な基準
- 児相、子家センは毎年職員の入れ替わりがあるので、年度当初の連絡会の時に性的虐待に関する双方の役割についての確認をするとよい
- 調査範囲

児童相談体制における現状把握のための調査結果（子供家庭支援センター）

性的虐待の初動対応

（問）性的虐待対応における児相との連携について、課題に感じることがあれば教えてください。

（主な回答）

【子家センの調査内容の整理】

- 初動での調査内容と児相が必要とする調査内容との間に齟齬が生じるため、調査内容の統一を図る必要がある
- 子家センがどの範囲まで調査を行うべきかの線引きが難しいことを課題と感じている。また、性的虐待に関する通告先が児相なのか、あるいは子家センが一次的な相談窓口となるかについて、関係機関への説明が十分に整理されていない点も課題である
- 具体的被害に関する情報が上がっていない状態での追加調査における対応調整（どこまで子家が行うのか）
- 子家センは性的虐待対応に関する受付・初期対応研修が十分でない場合がある。しかし新東京ルールでは初期対応を子家センが担うことで整理されている状況。児相が子家センに求める初期対応のすり合わせを早急に行うことが課題
- R8.6月の東京ルール改訂により、性的虐待主訴の取り扱いが明確化されたことで対応しやすくなっている

【児相との連携】

- チーフ・課長代理と連絡がつかない場合、性的虐待のような迅速性が要求されるケースについて、相談が滞る
- 児相の方針が出るまで時間を要することが多々ある
- このような事例だと「送致」、「援助要請」、「送致か援助要請かの協議」に該当するという具体例を多く示してもらえると判断しやすい
- 性的虐待は、他の虐待と比べて養育能力や知識の不足、家庭環境等だけでは捉えにくく、加害者の意図的な行為によるケースも多いため、子どもの安全確保や保護が必要となることが少なくない。そのため、区市町村のみでの対応には難しさがあり、児童相談所が専門性を活かして対応する現在の基本的な流れは維持していただきたい

【人材育成】

- 情報が曖昧であったり、性的虐待であっても一時保護を要しないケースは、子家が単独で対応する場合が多いが、職員の対応スキルが十分でないため対応に不安を覚える。子家センの人材育成を目的とした児相との合同研修があるとよいと思う

（問）性的虐待対応に関し、その他WGで特に議論したほうがよい事項、又は共有したい事例があれば御記載ください。

（主な回答）

- 関係機関へ協力してもらう内容の確認、及びそれらを都から関係機関に周知していただき、事前に性的虐待対応の理解を求める
- 性的虐待の初期対応の大切さの再検討が必要。新東京ルールに伴い、対応のスピード感の遅れが懸念される（現場の温度感として）
- 性的虐待対応について、児相とこども家庭センターの役割分担の明確化
- 病院から児相と子家センに通告が同時に入った際の対応について

児童相談体制における現状把握のための調査結果（子供家庭支援センター）

子家セン間のケース移管

（問）転居時に移管対象としているケースの主訴、ケースの状況について教えてください。

（主な回答）

【虐待・養育困難ケース】

- 終結していない虐待・養育困難ケースは全件
- 虐待ケースで継続中のもの、養護、育成相談等継続中で児又は保護者が障害等があり、転居後の支援が早期に必要なもの
- 主訴は虐待と養育困難、虐待リスクが高い場合等や、児童や保護者に相談ニーズが高く転居先自治体で引き続き対応を依頼するもの
- 虐待の改善が見られないケース・要支援家庭で引き続きの支援が必要なケース・子どもや保護者が引き続き相談を希望しているケース
- 主訴：虐待、養育困難　ケースの状況：保護者の病気、経済困窮等で養育力が低下している等
- 虐待等対応中ケースで虐待者と被虐待児童が一緒に転居する場合
- 子育てサービスを利用して養育が回っていたが、サービスが入らないと虐待になる可能性が高いケース

【特定妊婦】

- 特定妊婦で受理し、途切れなく支援を受ける必要のあるケース
- 特定妊婦として継続中のもの

【その他】

- 相談主訴を問わず引き続き区市町での指導・支援が必要な場合
- 離婚や別居等、生活環境が大きく変わるときに、その後の様子を確認してほしいとき
- 育成相談は保護者が希望もしくは状況を伝えたほうがいいと判断した場合
- 受理後、終結していないケースを移管している

（問）転居時に情報提供の対象としているケースの主訴、ケースの状況について教えてください。

（主な回答）

【虐待・養育困難ケース】

- 虐待の状況は改善したが、転居後、通告が入った際に家庭状況や相談歴を事前に把握してもらっていた方がよいケース
- 虐待で関わりがあり終結したが、虐待以外の相談が継続しており、転出先でも同様の相談が想定されるケース
- 虐待は終結しているが、今後再発の恐れがある、または過去の養育や家庭の状況について共有すべき点があるケース
- 心理的虐待（面前DV）。両親別居が確認できたが、転出先自治体への情報提供は保護者同意が得られず、秘匿での情報提供とした
- 主訴：養育困難　ケースの状況：保護者の病気は安定してきているが、転居に伴い不安定になる可能性があり、結果養育に影響を及ぼす可能性がある
- 養育困難、育成相談については、保護者が希望もしくは状況を伝えたほうがいいと判断した場合
- 養護相談全般（受理継続の必要性はないがリスクが高いと判断する場合、終結直後の転居）

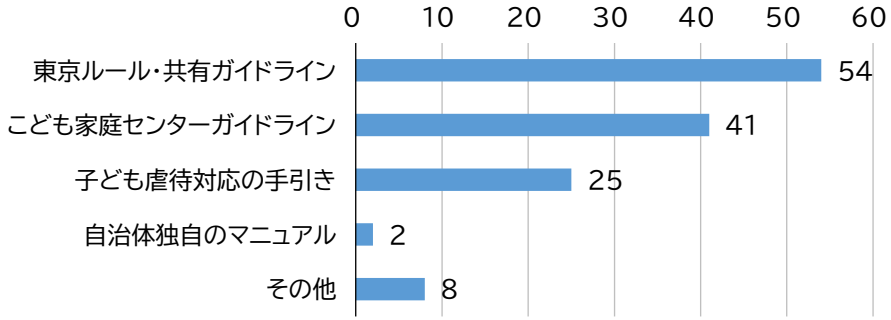
【転居時点で継続支援を要しないケース】

- 主に虐待以外の主訴で転居先において、子ども家庭センターをはじめとする関係機関の支援が現時点では必要ではないが、今後、支援を要する状況となる可能性があるケース
- 相談主訴問わず現状で自治体間で継続した支援・指導が必要ないと判断した場合
- 自治体での対応が終結しているが、転居後に相談対象となった場合にこれまでの支援内容の情報があったほうがいいと考えられるケース
- 離婚等で虐待の原因者と離れる等で再発の可能性が低く、相談ニーズがないケース

児童相談体制における現状把握のための調査結果（子供家庭支援センター）

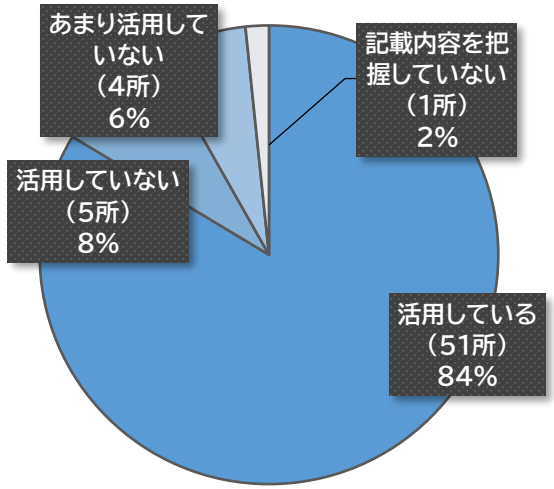
子家セン間のケース移管

（問）移管・情報提供の判断は、何に基づいて行っていますか。（複数選択可）（単位：自治体数）



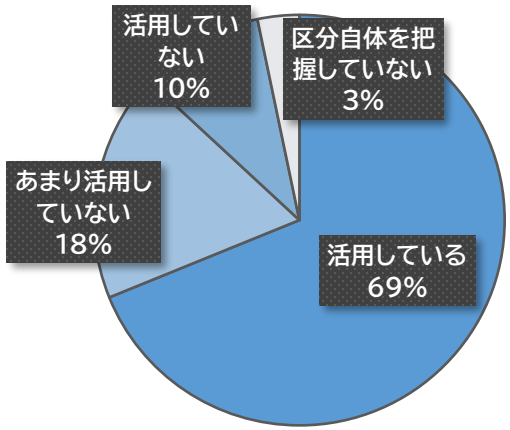
【その他】
- 移管・情報提供の主訴の判断については、移管する場合・移管を受ける場合のいずれにおいても、管理職も含めた組織として協議し決定するようにしている
- 原則東京ルールに則るが先方自治体の意向や転居時の状況で判断する場合もある
- 情報提供するかどうかは、支援方針会議で決定する
- 係内で協議し、移管・情報提供の判断をしている
- 要保護児童対策地域協議会設置・運営指針

（問）共有ガイドライン 7「支援中の家庭が管轄外に転居した場合の対応」（6）都内の区市町村間での対応ルール及び様式11 をどの程度活用していますか。（単位：自治体数／n=61）

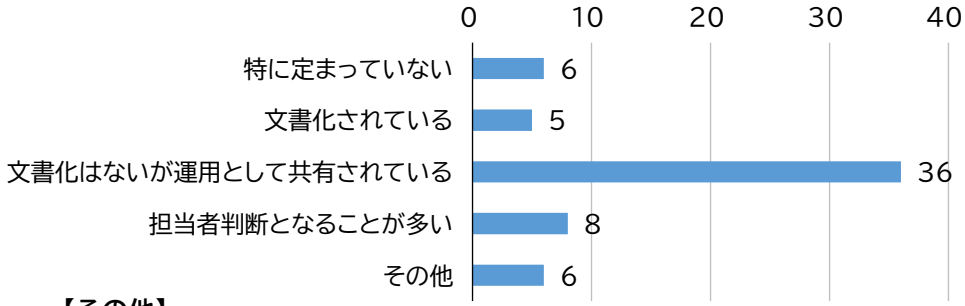


（問）共有ガイドラインの「移管（虐待）」「移管（虐待以外）」「情報提供」の区分をどの程度活用していますか。

（単位：自治体数／n=61）



（問）移管・情報提供・終結の判断基準は所内で定められていますか。（単位：自治体数／n=61）

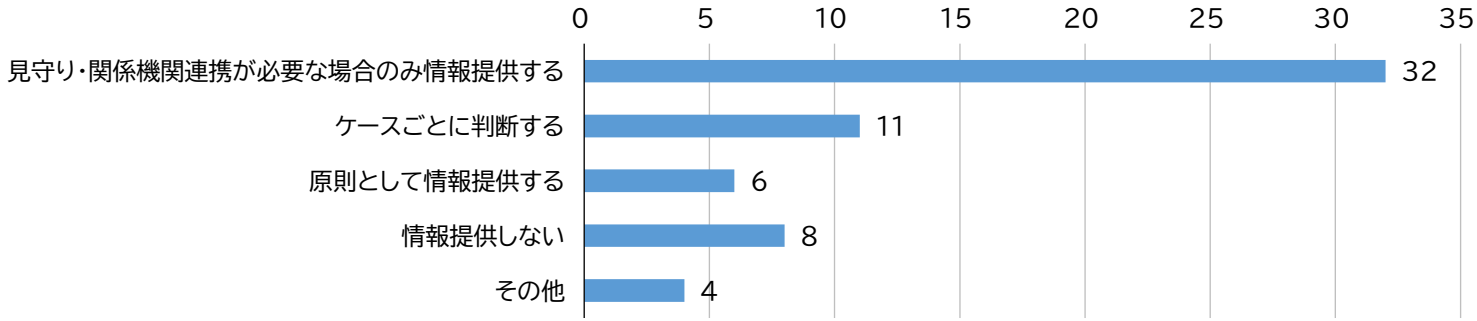


【その他】
- 基本は虐待対応の手引き、児童相談所長会の申し合わせに準じ、都度所内協議して確認している
- 運用として共有されているが、ケースにより相手方の自治体の協議を経て決定
- 文書化はないが、組織として判断する運用として共有されている
- 支援方針会議で決定している

児童相談体制における現状把握のための調査結果（子供家庭支援センター）

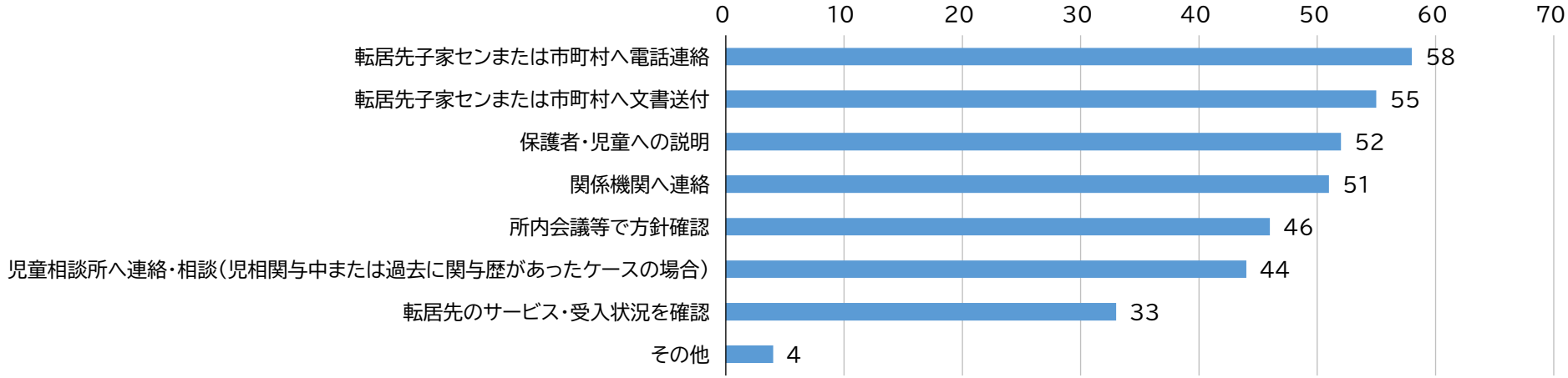
子家セン間のケース移管

（問）終結済みケースが転居した場合の取扱いを教えてください。（単位：自治体数／n=61）



【その他】
- 転居するにあたり主訴が解消するため、終結とするケースは情報提供する。過去に終結しているケースは転居を把握する機会がなく、把握してもすでに終結済みである場合は、情報共有は困難との認識
- 関係機関から情報提供があり、転居先で支援が必要と判断した場合は情報提供する
- 転出先自治体から依頼があった際に、情報提供書を送付する

（問）支援中ケースの転居が判明した場合、どのような対応を行っていますか。（複数選択可）（単位：自治体数）

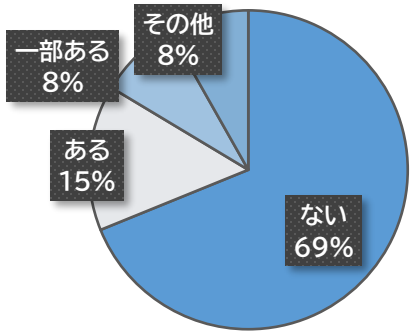


【その他】
- 保護者が拒否的な場合は保護者に説明せず、移管又は情報提供を行う場合がある
- 必要であれば転居先で個別ケース検討会議を実施する

児童相談体制における現状把握のための調査結果（子供家庭支援センター）

子家セン間のケース移管

（問）主訴の違いによって移管・情報提供の対応に差がありますか。（単位：自治体数／n=61）

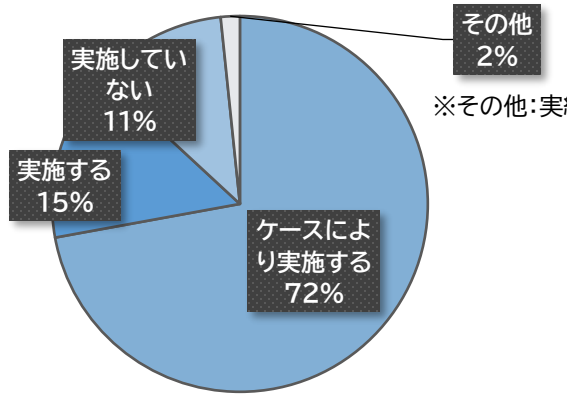


【その他】
・対応に差はないが、転居と同時に終了の場合は、情報提供している
・終結しているケースを転居先へ共有する場合は情報提供とする
・東京ルール・共有ガイドラインの通り対応

（問）「一部ある」「ある」と回答した場合、主訴ごとの対応の差について教えてください。

（主な回答）
- 基本的に虐待は移管
- 虐待は移管、養育困難は移管か情報提供
- 虐待以外の主訴でも、リスクが高い（保護者のメンタル不安、育児能力不安、子どもに特性あり等）場合は、移管が必要と判断しており、ケースの養育環境、リスクにより判断
- 虐待の主訴が解消しない場合は移管、養育困難の場合はケースが継続的な支援を望んでいるか、などにより判断
- 虐待で移管ケースは可能な限り、同行訪問や面接でケースの親子に会ってもらい、引き継ぐようにしている

（問）支援中家庭の転居（または転居の予定）を確認した場合、転居元子家セン職員による転居先への家庭訪問調査は行いますか。（単位：自治体数／n=61）



※その他：実績なし

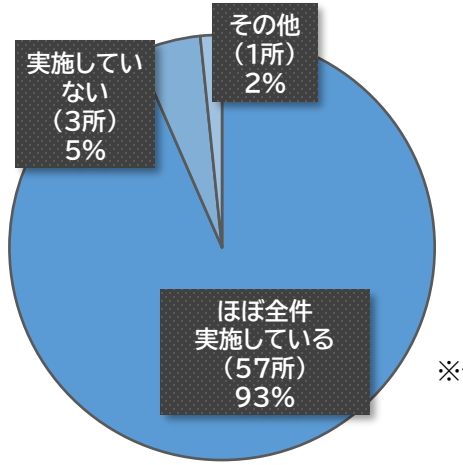
（問）実施しているケースはどのようなケースですか。

（主な回答）
- ケースの転居先が都内または近隣市等であれば実施
- 転居先の居所での生活状況の確認や転居先に同行でつなぎが必要な場合（関係性がとりづらい等）等
- 特定妊婦で、今後の出産や養育状況についてリスクが高いケース
- 転居先自治体と協議したうえ、必要と判断した場合

児童相談体制における現状把握のための調査結果（子供家庭支援センター）

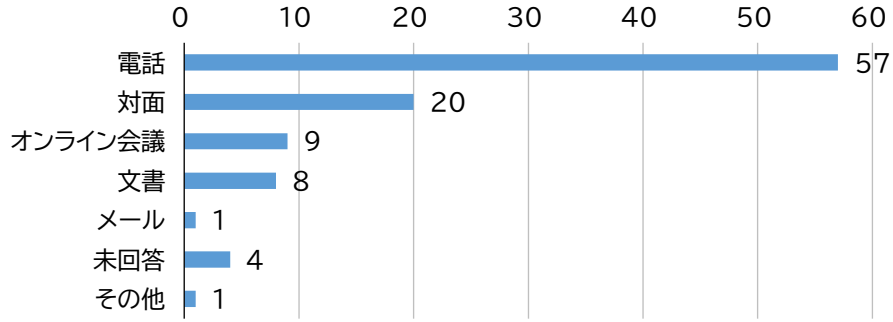
子家セン間のケース移管

（問）移管・情報提供を行う際、転居元子家セン・転居先子家セン又は区市町村とで事前協議を実施していますか。（単位：自治体数／n=61）



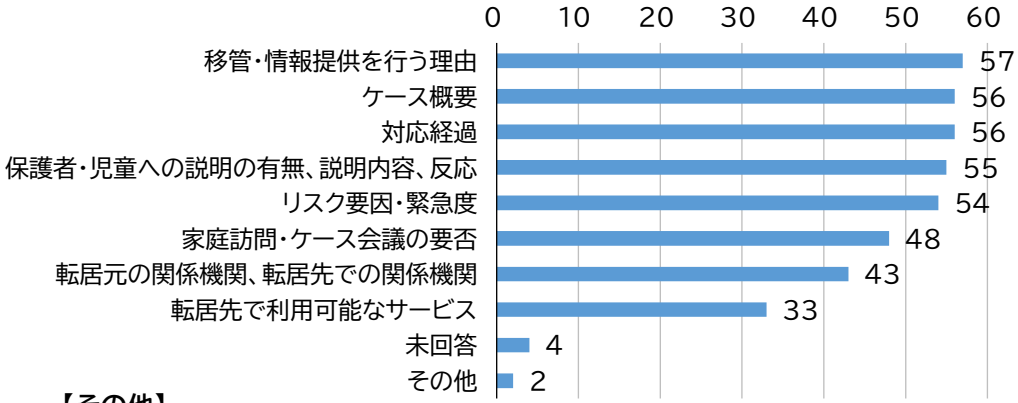
※その他：実績なし

（問）「ほぼ全件実施している」と回答した場合、事前協議の方法を教えてください。（複数選択可）（単位：自治体数）



【その他】
- 電話による事前協議→文書による送付・収受。必要に応じて対面、オンラインによる引継ぎを実施。ケースの状況によって、関係者会議、家庭訪問の同行を実施している

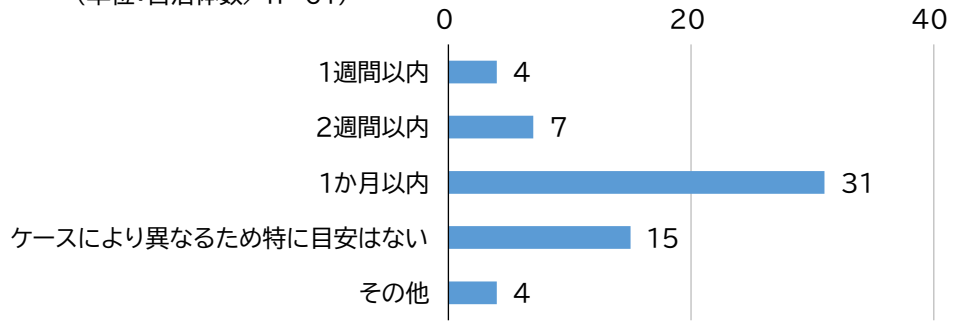
（問）ほぼ全件実施を選択した場合、事前協議で転居先へ伝える事項・転居元から事前協議を受ける際に確認している事項を教えてください。（複数選択可）（単位：自治体数）



【その他】
- 移管の具体的方法、会議、訪問、電話のみ等
- 子供の安全を最後に直接確認した日（最終現認日）

（問）現に転居が確認された場合、転居確認時から移管・情報提供の手続完了までの標準的な期間を教えてください。

（単位：自治体数／n=61）

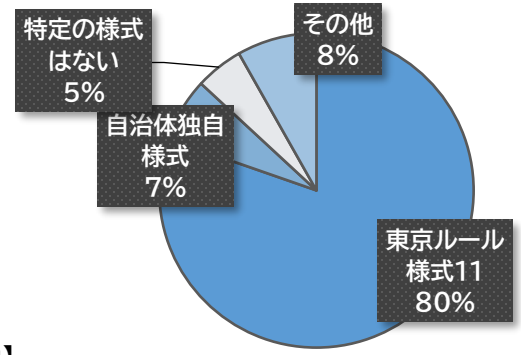


【その他】
- 標準的な期間は1週間以内だが、支援会議で移管を決定するため、会議開催日により1週間以上かかる場合あり
- 原則1週間以内だが、居所と住民票が異なる場合などは先方自治体とも協議のうえ個別に判断する
- 一律の目安は定めていないが、実績としてはおおむね1～3か月以内

児童相談体制における現状把握のための調査結果（子供家庭支援センター）

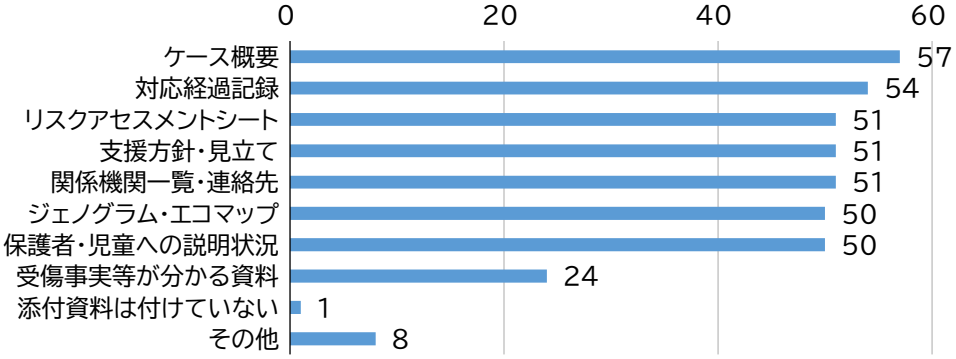
子家セン間のケース移管

（問）移管・情報提供を行う際、どのような様式を用いていますか。（単位：自治体数／n=61）



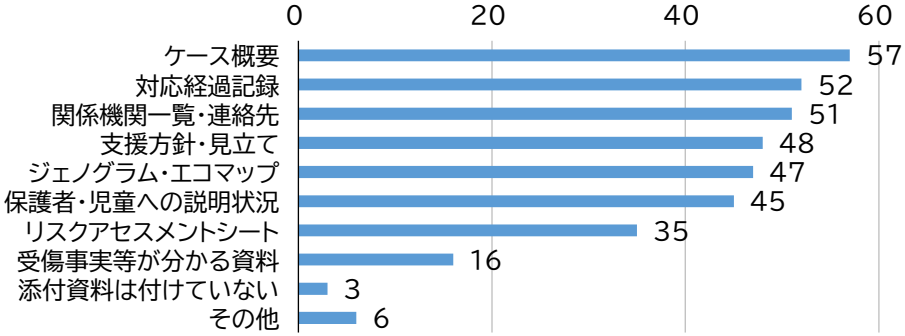
【その他】
- 東京ルール様式11と自治体独自様式の両方を使用
- 東京ルール様式11と同じ内容のものを使用
- 児童相談所長会の申し合わせ様式

（問）情報提供の際に書面に記載している内容・添付している資料を教えてください。（複数選択可）（単位：自治体数）



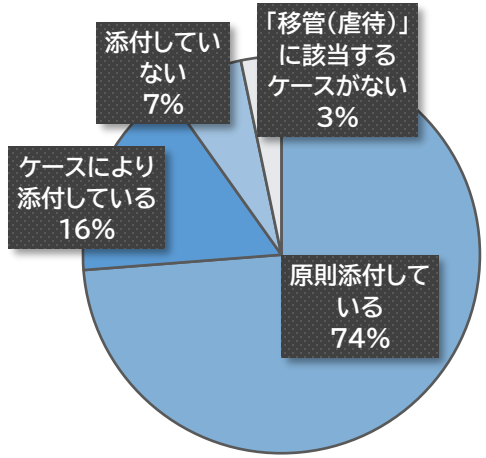
【その他】
- 受傷事実等が分かる資料（写真）などは添付していないが、対応経過記録などで受傷内容がわかる記載をしている
- 基本的には添付しているが、ケースによっては添付しないものもある
- 他市から移管を受けたケースであればその際の移管書（送付の了承をもらえれば）
- リスクアセスメントシートについては虐待ケースの場合のみ
- 自治体独自の個人相談記録票

（問）移管の際に書面に記載している内容・添付している資料を教えてください。（複数選択可）（単位：自治体数）



【その他】
- 養育困難ケースを情報提供としているため、リスクアセスメントシートは作成していない
- （必要に応じて）他市から移管を受けたケースであれば、その際の移管書（作成自治体から再提供について了承が得られた場合）
- 前自治体の移管書がある場合は、その自治体の許可を得た上で添付
- 自治体独自の個人相談記録票

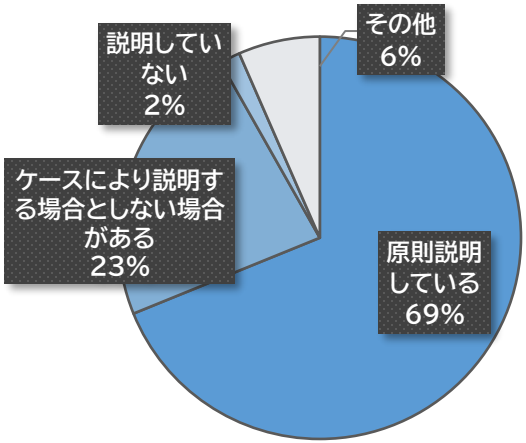
（問）「移管（虐待）」の場合、リスクアセスメントシートを添付していますか。（単位：自治体数／n=61）



児童相談体制における現状把握のための調査結果（子供家庭支援センター）

子家セン間のケース移管

（問）移管・情報提供を行う際、転居先自治体へ移管・情報提供を行うことについて、保護者・児童に説明していますか。（単位：自治体数／n=61）



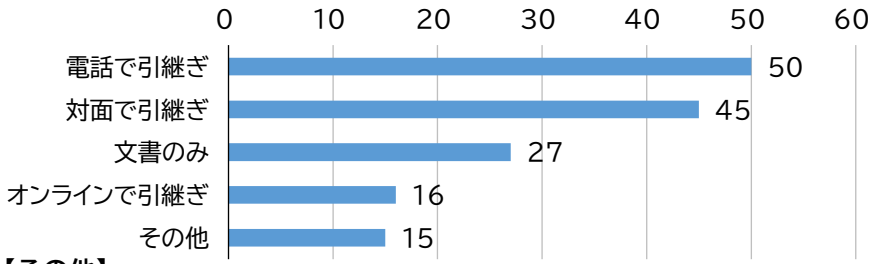
【その他】
- 直接的な接触を拒んでいるケースであっても、手紙等により伝えるよう工夫している
- 必要性があれば保護者の希望に関わらず移管・情報提供する

（問）ケースにより説明する場合としない場合があるを選択した場合、説明しない場合はどのようなケースか教えてください。

（主な回答）
- 当該保護者・児童とのそれまでの関係性から、転出先自治体との情報共有について同意が取れない可能性が極めて高いと判断したケース
- 支援の経過の中で、保護者・児童が転居先自治体への情報提供を望んでいない場合、保護者・児童への事前説明を行わずに情報提供する場合がある
- 連絡が取れず、こちらが状況把握した時には既に転居先の自治体へ転居している場合
- 原則として説明しているが、保護者と連絡が取れない場合はしない場合がある
- 養育困難ケースで、転居先自治体への引継ぎの了解が得られない場合
- 保護者の介入拒否が強い場合

（問）移管の引継ぎ方法を教えてください。

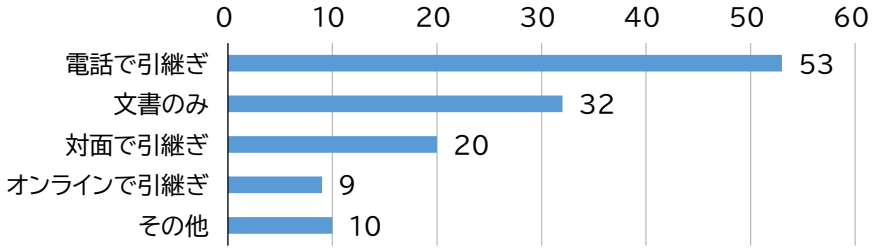
（複数選択可）（単位：自治体数）



【その他】
- 複雑なケースは個別ネットワーク会議を対面もしくはオンラインで行っている
- 遠方であれば電話・文書での引継ぎになる
- 電話のみ、文書のみということはなく、電話で事前協議の上文書送付
- 転居先の必要に応じて、文書もしくはケース会議（対面）実施
- 文書は対面、電話に関わらず送付している
- 引継ぎを兼ねた個別ケース会議を開催
- 移管先自治体子家職員と同行で家庭訪問

（問）情報提供の引継ぎ方法を教えてください。

（複数選択可）（単位：自治体数）

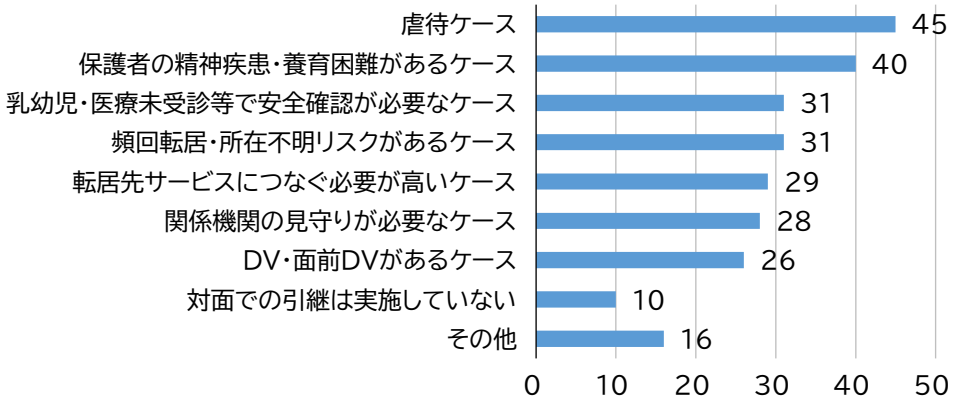


【その他】
- 電話にて事前に情報共有し文書を送付している
- 基本的に電話と文書送付し情報提供している
- 個別ケース検討会議
- 引継ぎを兼ねた個別ケース会議を開催

児童相談体制における現状把握のための調査結果（子供家庭支援センター）

子家セン間のケース移管

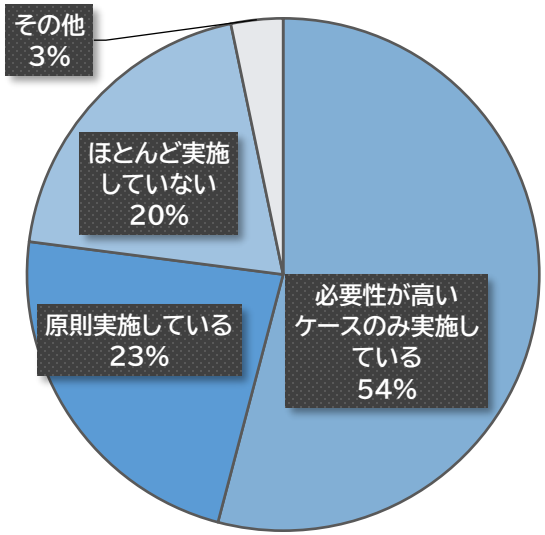
（問）対面による引継ぎを行うケースはどのようなケースですか。（複数選択可）（単位：自治体数）



【その他】

- 転居先において①子供家庭支援センターとつながることがむずかしい場合②転居先の居住実態を直接確認することが必要な場合③重篤な虐待ケースなどで直接申し送りをすることが望ましい場合④転居先の支援機関を含めた個別ケース検討会議の実施による引継ぎも必要である場合
- 特定妊婦で、今後の出産や養育状況についてリスクが高いケース
- 家庭状況が複雑であったり長期間支援を継続している等、電話等での情報共有が困難なケース
- ケース会議が必要となるような、複数の関係機関につなぐ必要がある場合
- 保護者の了承が得られ、相談ニーズやリスクの高いケース
- 全ての場合で必ず対面ということではない

（問）移管時に要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議を実施していますか。（単位：自治体数／n=61）



【その他】
必要性が高いケース及び都内の区市町村

（問）必要性が高いケースのみ実施を選択した場合、どのようなケースで実施しているか教えてください。

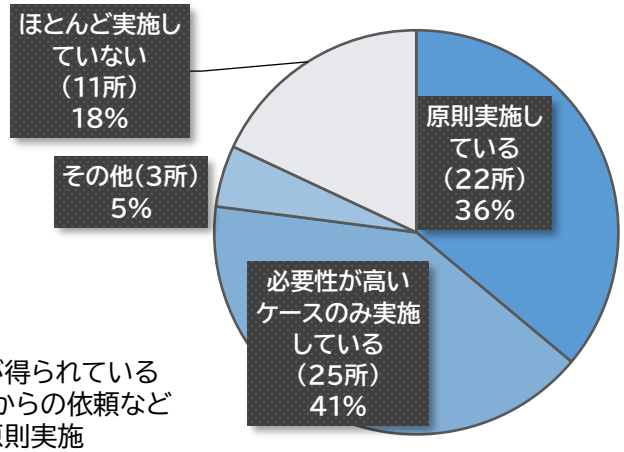
（主な回答）

- 関与する機関が多く、また保護者と関係機関との調整が難しい家庭の場合、家庭復帰からほどなく転居となった場合にケース会議を開催する
- リスクが高い事案や、文書・口頭による引継だけでなく協議の時間を持った方が、転居先が安心して支援が継続できる場合等
- 関係機関が多いが、保護者が関係機関との関係性を築くことが難しいケース
- 虐待の程度が重度、所在が不明になりやすく安全確認がしにくい、子どもの所属機関が受け入れに強い不安を感じるなどのケース
- 複数関係機関での支援が必要不可欠な場合
- 当該主訴におけるリスクが高く、あらかじめ移管先自治体及び関係機関での情報共有と対応方針の検討が必要なケース

児童相談体制における現状把握のための調査結果（子供家庭支援センター）

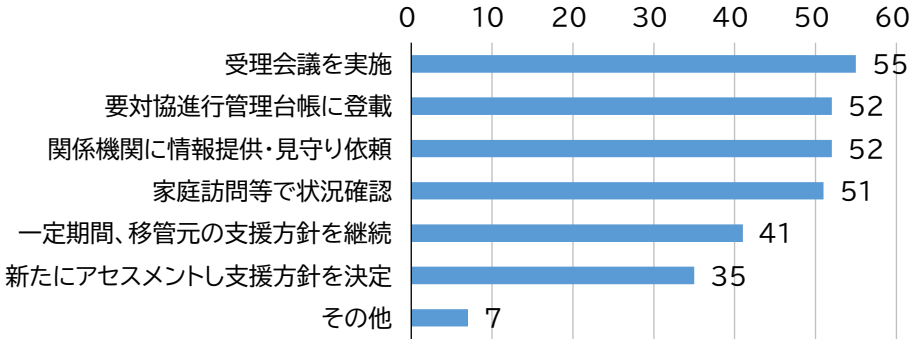
子家セン間のケース移管

（問）移管時に同行訪問または同席面接を実施していますか。（単位：自治体数／n=61）



【その他】
- 保護者の同意が得られているケース、移管先からの依頼など
- 都内自治体は原則実施

（問）移管・情報提供を受けた後の対応について教えてください。（複数選択可）（単位：自治体数）



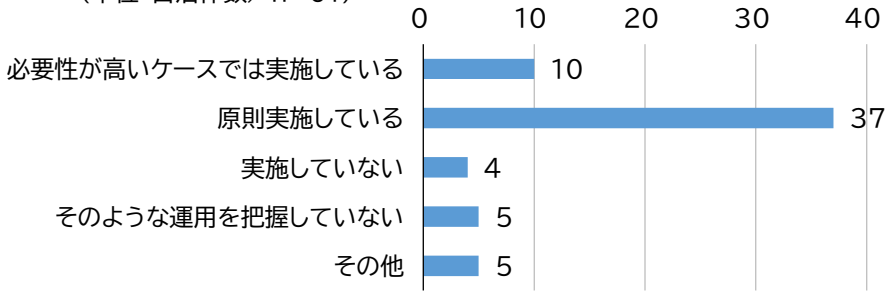
【その他】
- 移管・情報提供についての保護者・児童の同意が取れているかどうかで上記選択肢の項目の対応が変わってくる
- まず受理会議を実施し、対応方針を決定する
- 情報を共有し、内容によっては受理をする
- 個別ケース検討会議を開催

（問）必要性が高いケースのみ実施を選択した場合、どのようなケースで実施しているか教えてください。

（主な回答）
- 養育力に疑念があるケース、メンタル不調があり丁寧な引継ぎが必要なケース
- 虐待の程度が重度、所在が不明になりやすく安全確認がしにくい、子どもの所属機関が受け入れに強い不安を感じるなどのケース
- 保護者自身で子家への相談が難しいケースやサービス導入が必要な世帯
- リスクが高い事案、つながりにくい事案、関係性を築きづらい事案等
- 転出先でも虐待事象や相談が想定され、継続指導・支援が必要なケース
- 保護者の了解が得られ、比較的行政の関わりを拒否しないケース（転居先の自治体から要請があった場合も含む）
- 必要性が高いケースであっても、遠距離自治体の場合には、現実的には実施できていないことが多い

（問）転居後少なくとも1か月程度、移管元の支援方針を継続する運用について、実施状況を教えてください。

（単位：自治体数／n=61）

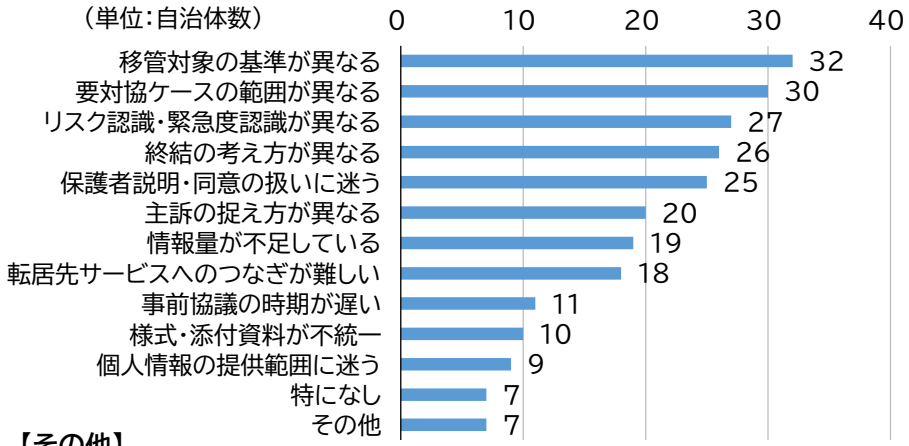


【その他】
・原則実施しているが、状況によっては1か月以内に支援方針を見直すこともある
・移管元の方針を継続する場合もある
・適宜援助方針会議にかけて支援方針を決定する
・受理会議で方針を決定する

児童相談体制における現状把握のための調査結果（子供家庭支援センター）

子家セン間のケース移管

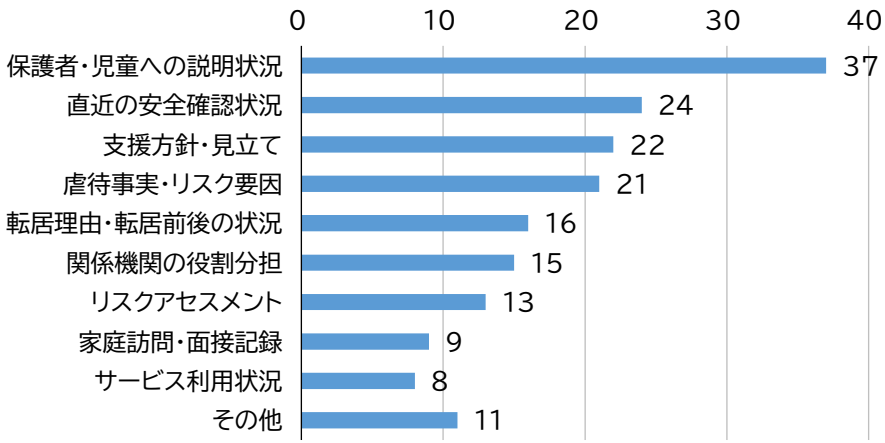
（問）他の子家セン・市町村と移管・情報提供を行う上で、**課題に感じたこと**を教えてください。（複数選択可）



【その他】

- 都外とのやり取りについて戸惑うことが多い。移管と情報提供のとらえ方や、移管に関して対象者にクローズで移管の依頼があるなど、基本的な考え方の違いがあり、調整に苦慮することがある
- 受ける際に、同行訪問をしてくれない。保護者のつなぎがない中で移管される
- 受理のタイミングの認識が異なる
- 保護者の同意がないケースへの介入

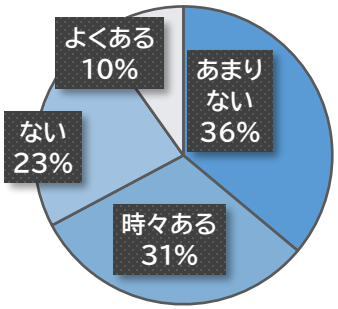
（問）移管を受けた際に、**不足していると感じる情報**を教えてください。（複数選択可）（単位：自治体数）



【その他】

- 保護者への情報提供の同意
- 上記内容が不十分なまま、前住所地の経過記録すべてが送付されてくる場合がある（都外）
- 他県の場合には情報が不足していると感じることもある
- 通院が必要な人の、医療の継続についての有無が不足している

（問）無料低額宿泊所、宿所提供施設、母子生活支援施設、DVからシェルターへの一時避難等、他法施設への入所などによる一時的な転居において、**対応に迷うこと**がありますか。（単位：自治体数／n=61）



（問）よくある、時々あるを選択した場合、対応に迷うのは、**どのようなケース**ですか。

（主な回答）

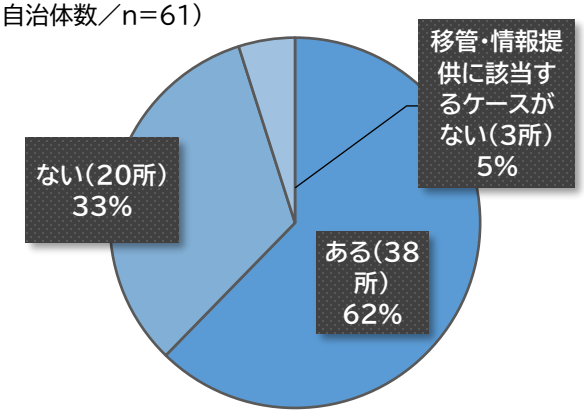
- 主たる自治体、機関がどこになるかについて、不透明な状況を生じやすい
- 住民票を移さずに施設のある自治体のサービスを利用するにあたり、他自治体の要対協ケースはサービスを受けられないと言われる部署があった
- 当自治体から、自治体外の一時的な施設へ入所したケースや、当自治体の一時的な施設に入所したケースについて受理すべきか判断に迷う
- 対象ケースの自立支援のための元機関（例えば女性相談支援員）と子ども家庭センターの役割分担が不明確
- 福祉事務所との連携。子家継続ケースでも入所等になると、転出先住所含め情報の秘匿度が上がり、移管時の対応に課題がある

児童相談体制における現状把握のための調査結果（子供家庭支援センター）

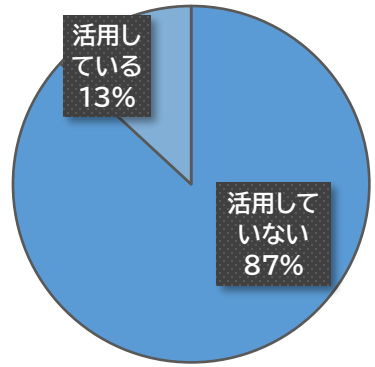
子家セン間のケース移管

（問）移管・情報提供について、相手方自治体と**認識が合わず調整に苦慮**した経験がありますか。

（単位：自治体数／n=61）



（問）貴自治体においては、**要保護児童等に関する情報共有システム**を活用していますか。（単位：自治体数／n=61）



（問）「ある」と回答した場合、調整に苦慮したのは**どのような内容か**教えてください。

（主な回答）

- 顔つなぎなしの移管、家庭の同意なしの引継ぎについて、状況によっては、支援が継続困難な状況となり介入の糸口を見つけるのに苦慮することがある
- 対象者の住民票異動がない中で①リスクのとらえ方②リスクに応じた対応方法について捉え方に違いがあり、双方の自治体で役割分担の明確化が難しいことがあった。
- 住民票が移動しないと移管を受けてもらえない居住実態がはっきりしないケースで、支援する自治体が決まらず、役割分担の調整に時間を要した
- 「ここまで整えてほしい」と言われることは分かるし対応するが、同時進行で子どもの進路の支援等、転居先でしかできないことは対応してほしいが、移管を受けるまで対応してもらえなかったことがある
- 虐待ケースだが、保護者に秘匿で情報のみ提供されるケースへの対応

（問）活用している場合、**活用方法**について御記載ください。

（主な回答）

- 転入ケースにおいて、従前の自治体で要保護児童として管理されていたかどうか確認する際に利用している
- 転居をされてきた世帯で、関係機関からの情報提供があったとき
- ケース対応の参考に閲覧することがある
- 支援中ケースが居所不明になった場合

（問）活用していない場合、**活用していない理由**を御記載ください。

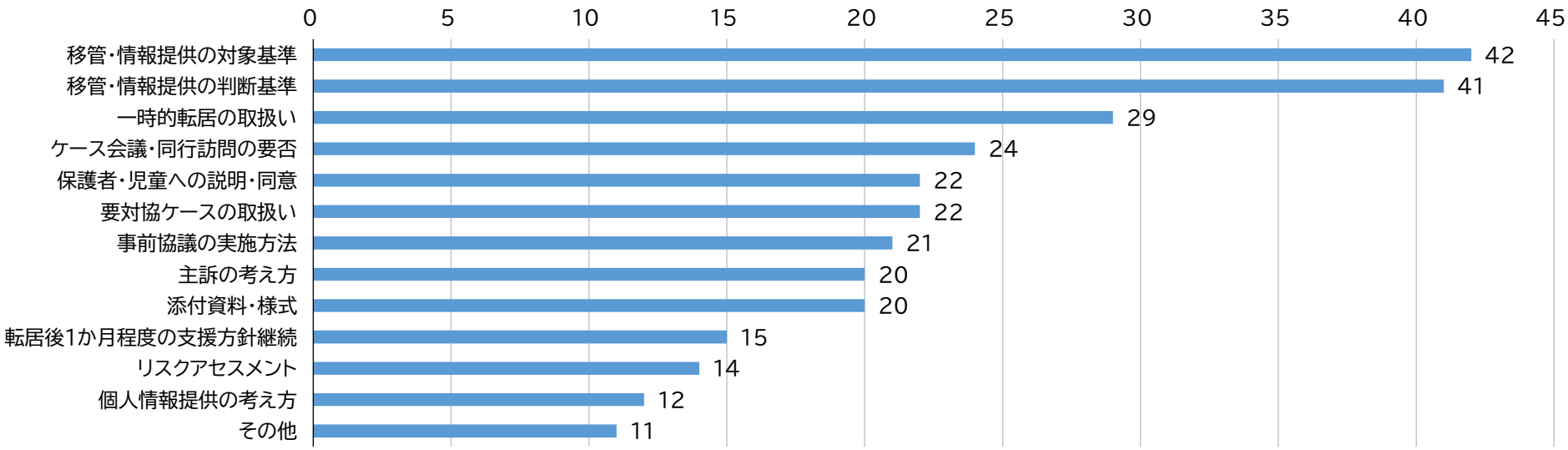
（主な回答）

- 現在使用している児童相談管理システムが対応をしておらず、また、随時転居したと思われる自治体等には連絡を取り合っているため、現在は活用できていない状況
- 既にシステムで児童等の管理をしており、二重で登録することや、個々の児童や家庭の情報は1件1件対面等にて丁寧に引継ぎを実施しているため

児童相談体制における現状把握のための調査結果（子供家庭支援センター）

子家セン間のケース移管

（問）子家セン間のケース移管について、**都内共通で整理し定めた方がよい事項**を教えてください。（複数選択可）（単位：自治体数）



【その他】

- 移管時に同行訪問を行わない自治体があるが、行うようにできるとよい
- 虐待で取り扱っていたケースが転居して虐待者不在になる場合や、主訴改善した後に転居することになった場合についての主訴変更
- 各自治体が東京ルールに則り対応すれば問題ないと認識している
- ケース会議を調整するのは原則どちらかになるのか
- 他県転入時の全国統一ルールの整理
- 移管日、転居元の終了日（終了基準）
- 全国ルールと同様にしてもらうと混乱が少ない

（問）子家セン間のケース移管・情報提供に関し、**その他WGで特に議論したほうがよい事項、又は共有したい事例**があれば御記載ください。

（主な回答）

・区児相設置自治体が、転居先基礎自治体の子家に対し、係属ケースに関して連絡する際のルールについて

・移管ケースについて、引継ぎ時に提供される情報量や内容に自治体間で差があるため、一定の基準を設けることを検討してはどうか

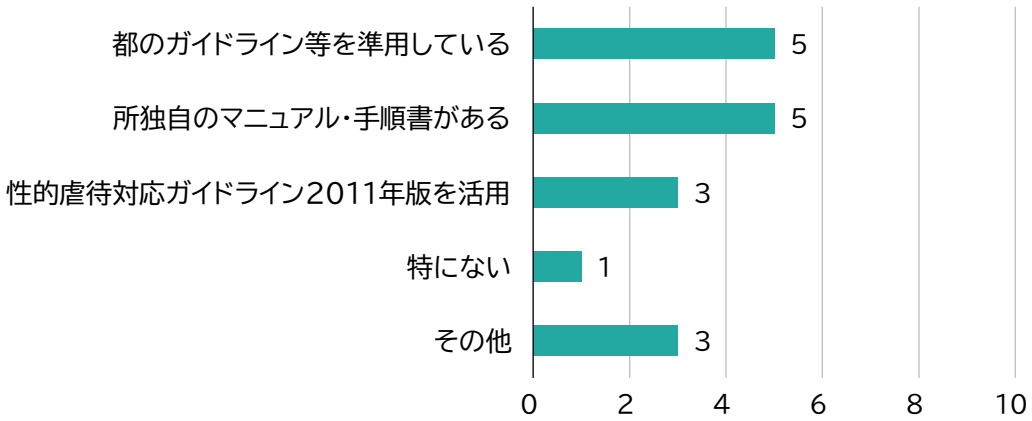
・都内は東京ルールで話がつながるが、都外転居の際に困ることがある。都内との違いなどが分かるものがあると助かる

児童相談体制における現状把握のための調査結果（特別区児童相談所）

≪調査概要≫
目　　的：区立児童相談所における、業務の標準化テーマに係る現状や課題等の把握
実施時期：令和8年9月2日～同月18日
対　　象：特別区児童相談所10所

協同面接を視野に入れた性的虐待の初動対応

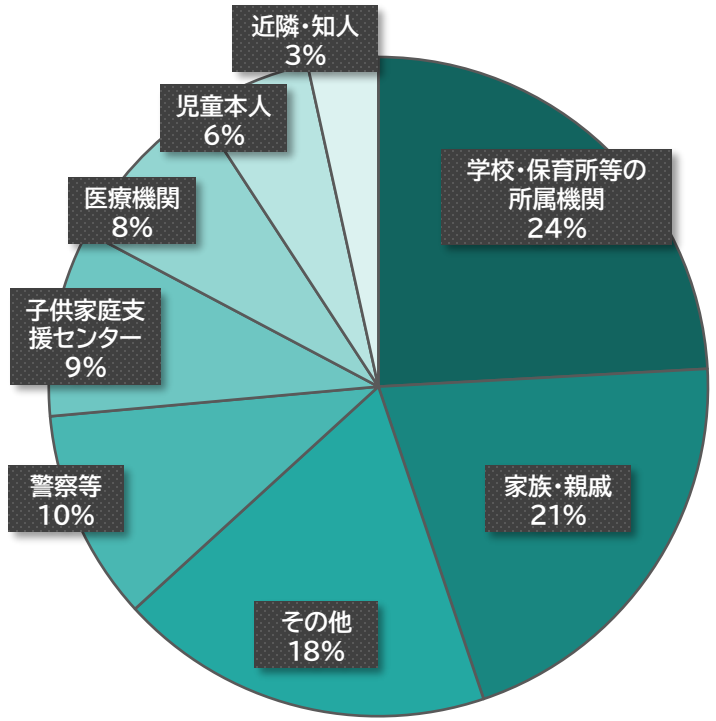
（問）性的虐待対応について、**活用しているマニュアル・手順書**はありますか。（複数選択可）（単位：自治体数／n=10）



【その他】

・既存のガイドラインや他自治体の資料を参考に、独自マニュアルを作成・作成中

（問）R7年度の性的虐待の通告・相談の**受付経路別受理件数**を教えてください。（n=10）※グラフは割合表示



児童相談体制における現状把握のための調査結果（特別区児童相談所）

性的虐待の初動対応

（問）性的虐待の下記それぞれの通告受付時の初動対応において、課題に感じることは何ですか。

本人からの相談の場合

（主な回答）

【安全確保に関する課題】

- 本人が一時保護に応じない場合の安全確保対策

【聴取・記憶への配慮】

- 児童が開示しやすい環境作り
- 本人開示の時期と聞き取り内容の確認
- その他の主訴による面接時に開示も多く、通常の聴き取りの延長で聴き取りをしすぎてしまうことが多い

【子ども・保護者への支援】

- 本人からの開示後、保護者に対して告知する方法や内容。非加害親と加害親の接触可能性がある場合、性的虐待のおそれがあると伝えるかどうかの判断可否
- 一時保護になった場合、ここまで大事になると思わなかった等の意見が子どもから出たことがあったため、初期面接の際に丁寧に説明する必要があると考える

保護者等からの相談の場合

（主な回答）

【安全確保に関する課題】

- 安全確保について一時保護か在宅かで判断に迷う場合がある
- 非加害保護者が在宅で守ると言った場合の児童の安全確保の確認方法

【聴取・記憶への配慮】

- 保護者に拒否感を抱かせず、子どもへの誘導等に至らないように、初期調査の面接を設定する対応の難しさ
- きょうだい間での性的トラブルの場合、保護者が子どもらに聞き取り等をしてしまっていることが多い
- 保護者のパートナーが加害者の場合等は、相談者本人も被害者であり、気持ちを受け止めつつ事実を聴取する事が難しい
- 保護者も動揺している場合があり、保護者支援にも経験豊富な職員が必要。きょうだい間性加害の場合は保護者の負担が大きく、被害児の安全確保や加害児からの聴取、一時保護の要否判断等、迅速かつ慎重な対応が必要

関係機関からの通告の場合

（主な回答）

【聴取・記憶への配慮】

- 記憶の汚染と介入の方法
- 子どもの所属先の先生等が誘導的に聞き取ってから通告してくる事例が多い
- すでに詳細な聴取をされている場合があるなど、協同面接や性被害の心理的影響等に対する知識の共有をする必要があること

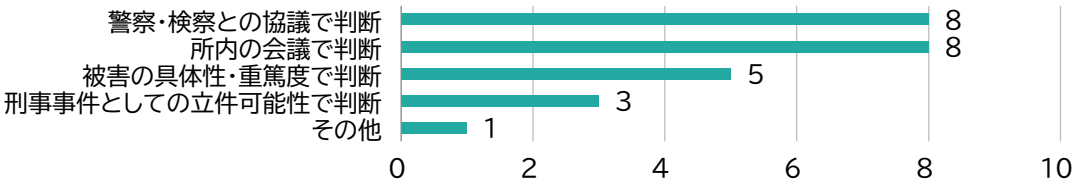
【関係機関との連携】

- 初期対応についての理解、連携方法についての確認。要対協で周知しているが学校ごとに協力体制が異なる
- 関係機関が聴き取りをしすぎてしまうケースや通告に至った際には深刻化しているケースも多いため、関係機関との連携や共通認識

【体制・人材の確保】

- 必要最低限の事実確認にとどめ、速やかに通告いただくことの周知徹底に課題を感じる。関係機関向け虐待対応マニュアルや研修など部分的には実施しているが、全職員を対象とする研修には至っていない

（問）協同面接を実施するか否かの判断は、どのように行っていますか。（複数選択可）（単位：自治体数）

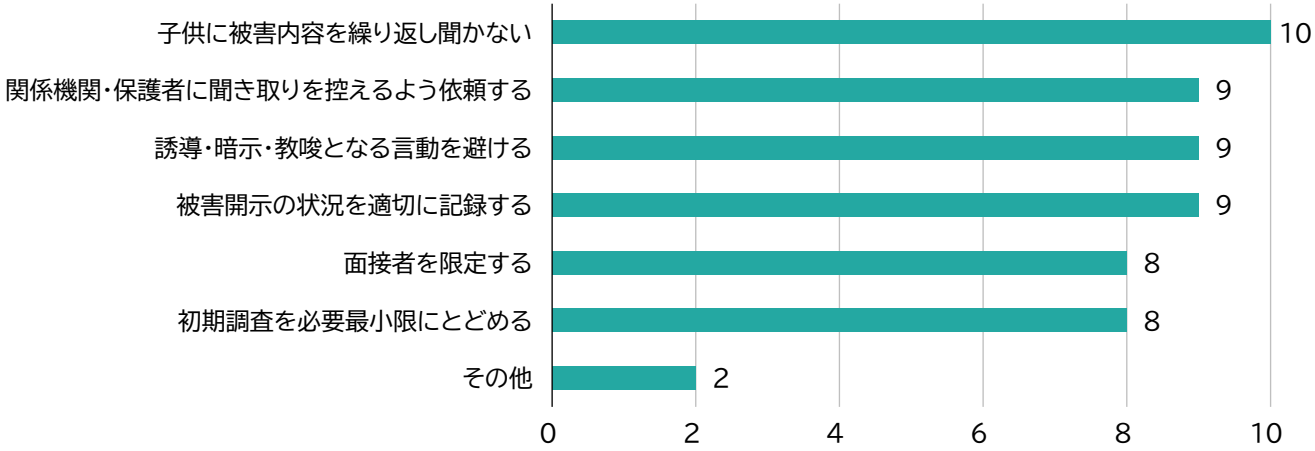


【その他】

- 組織内の緊急受理会議等で判断し、基本的に警察へ連絡
- 警察から検察へ情報提供し、協同面接は検察の意向も踏まえて判断

児童相談体制における現状把握のための調査結果（特別区児童相談所）

（問）協同面接の実施までの間、**記憶の汚染防止のために気を付けていること**を教えてください。（複数選択可）（単位：自治体数）



【その他】

・司法面接までは被害状況を聴き取らず、他児との交流を控える対応

・初期対応は必ず2人体制で実施

（問）性的虐待対応に当たり、どのようなケース・状況・段階で**警察・検察への連絡**を検討しますか。

（主な回答）

【ケース内容】

- 初動調査の中で性暴力が明らかに確認できること。親子分離等一時保護が早急に必要なケース。法的対応（例えば：児童福祉法第28条に基づく措置や親権停止や親権喪失等）を検討しているケース
- 被害内容が重篤（身体接触を伴うなど）な場合、保護者以外の第三者からの被害の場合、またはきょうだい間の加害被害の場合も検討の俎上にはあげている
- 不同意わいせつや児童ポルノに当てはまると判断した場合は、緊急受理会議の段階で警察へ情報提供について検討することにしている

【連絡のタイミング】

- 一時保護したタイミングで警察に連絡する。（事件化する場合に警察から検察へ連絡する）
- 組織内で緊急受理会議を開催した際に連絡時期や対応方針を確認し、基本的には把握した段階で管轄警察へ連絡して情報共有を行っている
- 基本的にはなるべく連絡することが望ましいと考えるが、数年前の事案、発言内容が曖昧もしくは少ないものについては、初動対応時点での連絡はせず、児童から再度聴取してから連絡を検討する
- 所内の会議体で警察・検察に連絡するか検討しており、基本、性的虐待が疑われる事案については、警察に協議をしている

児童相談体制における現状把握のための調査結果（特別区児童相談所）

（問）警察との連携で課題に感じたことがあれば教えてください。

（主な回答）

【協同面接に関する知識の不足】

- 関係する警察署の担当者により協同面接に関する知識・経験に差がある、協同面接の連絡をしたところ、被害事実について追加での聞き取りを依頼されたことがある
- 組織内に警察からの派遣職員がいるため、比較的スムーズに連携をとることができているが、事案担当者によって協同面接の知識に精通しておらず、検察に送致するために詳細な聴取が必要であると認識している場合がある。また、実際に事件化するにあたり地検における代表者聴取前に警察による詳細な聴取をした事案や、当該組織での被害確認面接を実施した後に再度地検で代表者聴取をした事案もあり、児童の心理的負担が大きかったことがあった

【警察との調整・連携】

- 警察の判断で検察まで連絡が行っておらず、調整に時間がなかったことがある
- 警察経由で検察に代表者聴取の打診をするため、概要がうまく検察に伝わらなかったり、司法面接についての知見が警察署によってバラつきがあり協同面接の調整がうまくできないケースがある
- 児童相談所単独で被害確認面接を実施する際に、警察に同席を依頼することがあるが、面接日程が直近の場合、双方の予定を調整することが難しい
- 司法面接のできる部屋を貸してほしいという問題が別途議論されている。児相の関与の見込まれないケースには貸すことはできないと考えているが、考え方の整理を自治体を超えて調整することが必要だと感じている

（問）検察との連携で課題に感じたことがあれば教えてください。

【担当者による聴取方法の差】

- 代表者聴取となった場合、担当検事により、聴取方法が様々で、標準的な面接手法との相違がみられた事案や、誘導質問が多く児童に心理的負荷が強くかかった事案があった

【検察との調整・連携】

- 録音・録画の貸与または複写について検察官によって判断が違うことに戸惑う。全国的に法的な整理をし、基本ルールを定めてほしい
- 協同面接を依頼した際、子どもの処罰感情がそこまでなかったことから児童相談所での面接実施を依頼したが、検察庁で面接を実施したいとの回答があり、結果的に協同面接を実施できなかったケースがあった
- 所轄の警察署を経由せずに検察へ直接連絡、相談することは憚られる

児童相談体制における現状把握のための調査結果（特別区児童相談所）

（問）協同面接の実施に当たり、重視していること・気を付けていることを教えてください。

（主な回答）

【記憶の汚染への配慮】

- こどもの記憶が汚染されないように早急に実施するように日程調整を行う
- 協同面接前に性的被害の詳細を聞き取らないようにする

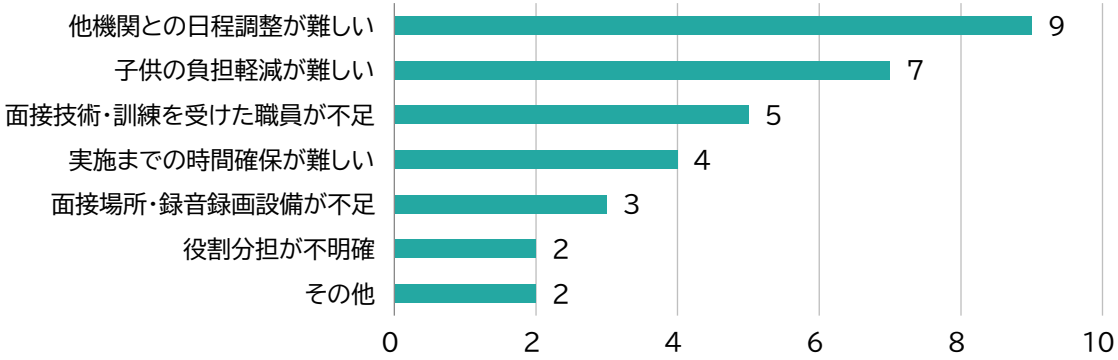
【子供の負担への配慮】

- なるべく多くの情報を面接の中で聞き取れるように、事前の情報共有をしっかり行う
- 子どもの心身の状態から想定されるリスクのアセスメントを行う
- 児童の負担を鑑み、低年齢児の場合は地検ではなく、当該組織で検察官が面接を行うなど、児童の利益を最優先として検察、警察と相談しながら面接を設定している
- 一時保護している場合は一時保護所にも注意事項を共有する

【その他】

- 警察・検察は捜査機関であり、面接に求める目的が児童相談所と異なることがあるが、児童相談所は子どもの権利擁護の観点からすり合わせができるように意識している
- 三機関で実施する場合には、担当福祉司もしくは担当心理司だけでなく、協同面接の知識に長けた職員ができる限り同席している。そうすることで、バックスタッフとしての役割を担い、三機関で面接を行うメリットを最大限に生かせるようにしている。
- 担当ケースワーカーが負担にならないように司法面接プロジェクトチーム（PT）がサポートしている

（問）協同面接について、課題に感じていることがあれば教えてください。（複数選択可）（単位：自治体数）



【その他】

- 多機関の日程調整が難しく、面接の遅れが子どもの負担となる
- 録音・録画資料を保存したいが、法整備がなく保存が難しい
- 組織内の情報共有とチームワークの醸成、知識・経験の蓄積が課題
- 警察・検察との連携不足により、再度聴取され、子どもに心理的負担が生じる

児童相談体制における現状把握のための調査結果（特別区児童相談所）

（問）初期調査面接（※通告後の初期調査における子供への聴き取りのことで、一時保護の要否判断に必要な最低限の聞き取りを行う面接。被害確認面接とは異なる）の実施体制を教えてください。（複数選択可）（単位：自治体数）



（問）性的虐待の初期調査面接について、課題に感じることがあれば教えてください。

（主な回答）

【体制・人材の確保】

- 性的虐待の対応自体、件数が少なく経験する職員が少ない。性的虐待の初期対応に特化した研修を受けている職員が少ない
- 経験豊富もしくは知識のある職員が求められるため、対応できる職員が限られる。速やかな対応が必要とされる中、人員が限られると対応が後手に回る可能性が出てくることがある。

【子ども・保護者への支援】

- 本人が話したがらない時の対応の難しさがある

【業務運用の実施】

- 初期調査面接を実施する前に何をどこまで聞くのか十分に確認・議論することができないまま実施となる場合がある。また、知識と対応の仕方を十分に理解していない職員が初期調査面接者として対応をすることになる場合がある

【その他】

- 組織内で統一した基準やフローが設けられていない

（問）誘導・暗示を排除した聞き取りを行う上での工夫や課題があれば教えてください。

（主な回答）

【聴取・記憶への配慮】

- 開示の際の逐語録をもとに、初期調査面接の台本を作成し対応している
- 子どもが使った言葉で返し、子どもから出ていない言葉や発言は言わない。面接にあたりあらかじめ何をどこまで聞くのか質問含め事前打ち合わせをしっかり行う

【体制・人材の確保】

- 新任職員はリフカー研修を受講し、初回の聞き取りの技法を学んでいる
- 組織内で性的虐待対応の研修を行い、新任職員は悉皆としている。また、聴き取りをする前には性的虐待対応をマネジメントする職員と共に協議を行い、聴き取りの仕方について確認することとしている
- 児童相談所及び子ども家庭支援センターの職員に対して、リフカー研修を実施している。基本、児童相談所及び子ども家庭支援センターの職員は全員受講済み

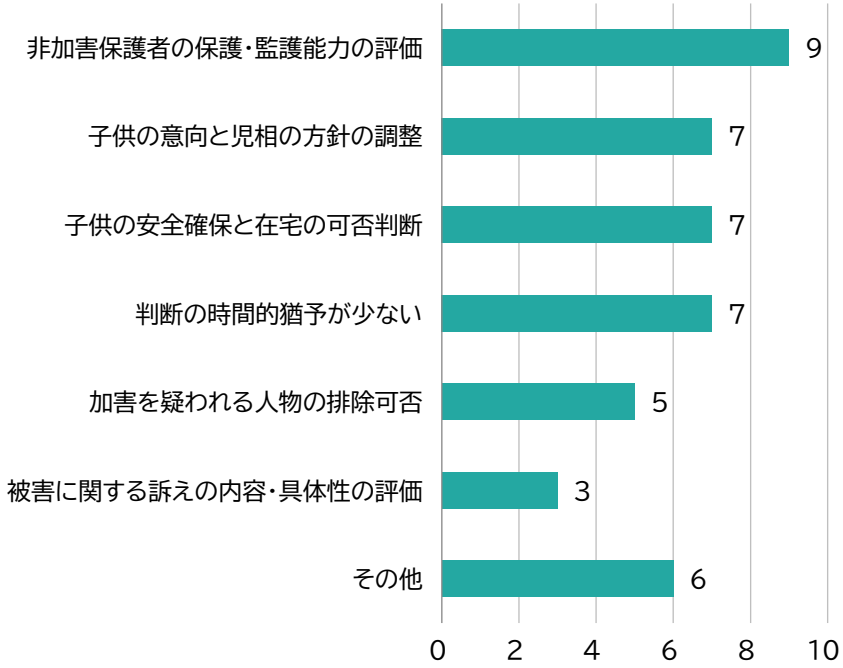
児童相談体制における現状把握のための調査結果（特別区児童相談所）

（問）性的虐待の**緊急受理会議**において、課題に感じることがあれば教えてください。

（主な回答）

- 適切な初期調査面接に向けた通告時の聴き取り等が十分にされているケースとされていないケースの差がある
- 組織内で統一した基準やフローが設けられていない
- 事案によって、性被害が明確でないケースについてどこまで踏み込んで調査対応するかの判断が難しい
- 役割分担や連絡等をスムーズに進める必要を感じているが、経験のある職員が会議出席できるとは限らず、専門職員の配置が望ましい
- 初期対応の仕方、警察への連絡、被害確認面接の実施、系統的全身診察などの実施の可否が曖昧な時がある。
- 一時保護可否、一時保護判断基準の伝え方、医療受診、所属校への伝え方、警察や検察への相談可否等、確認事項が多く漏れなく速やかに検討することが必要であること。性的虐待対応自体の件数は少ないため、経験が積み重なりにくいため判断に迷うことが多い

（問）性的虐待の**一時保護の要否判断**で課題に感じることがあれば教えてください。（複数選択可）（単位：自治体数）



【その他】

- 非虐待保護者からの相談で、保護に拒否がある場合、在宅で安全が守れるかどうかの判断が難しい場合がある
- 被害児の安全確保について、組織内で意見が割れることがある。また、きょうだい間の性被害、加害の場合、被害児を保護するか、加害児を保護するかで判断に迷うことがある。その後、保護者に一時保護の要件をどう伝えるかということも併せて課題となる
- 在宅で司法面接をする際には面接の動機付けについて保護者・児童に十分に行うことが難しい
- 高齢児童が一時保護を拒否した場合の対応
- 一時保護の判断を即時に行わなければならないこと、緊急避妊の必要なケース、警察の証拠採取が必要なケースなどは時間的余裕がない
- 子どもの下校時刻が迫っている場合には、十分な協議ができないことがある

児童相談体制における現状把握のための調査結果（特別区児童相談所）

（問）性的虐待の初動対応で**関係機関（学校・病院等）との連携**において課題に感じることがあれば教えてください。

（主な回答）

【聴取・記憶への配慮】

- 繰り返し被害内容を聴取してしまったり、本人が下校してからの通告となってしまうケースがあった
- 通告時点で被害内容を詳細に聞かれており、被害児童の心理的負担や記憶の汚染につながる恐れがある場合があること
- 性的虐待対応やその後の司法面接についての共通認識が持てていない。（聴き取りをしすぎてしまったり、適切に通告に繋がらないケースがある）

【関係機関との連携】

- 主に学校との連携で、性的虐待の初期対応については、要保護児童対策協議会で区内関係機関に「児童虐待防止マニュアル」を配布しているが、さらなる周知が必要と感じる（秘密の約束、何度も尋ねることはしないなどの対応に協力いただけない場合がある）

（問）**子家センまたは子家セン機能部門**（同一組織内で児相機能と子家セン機能が分かれている場合等）との**初動からの協議・役割分担**について、望ましい在り方があれば教えてください。

（主な回答）

【関係機関との連携】

- 受理会議を合同で行い、情報共有をしている
- 子家センを児相と統合しているため、連携や分担についての課題等はない
- 通告時点で合同で協議・役割分担をするなど、即時に情報共有をすること。児童相談所だけでなく、子家センにも性的虐待対応に精通した職員がいること

【役割分担】

- 当区では性的虐待疑いのケースは軽重に関わらずすべて児相が対応するルールとしている
- 性的虐待の話が出た時点で、児相に送致する流れとなっている

（問）性的虐待に対応するための**職員の育成**について、特別に取り組んでいることがあれば御記載ください。

- 司法面接サポートチームを結成し、「性的虐待対応マニュアル」を作成した
- 組織内で「司法面接サポートチーム」を作り、基本的に面接者はそのメンバーから選出する仕組みとしている
- NICHDプロトコル研修と司法面接PTによる組織内ミニ研修を実施している
- リフカー研修を年一回児童相談所で主催、面接者になるための研修（CFJプロトコル）に年一人職員を派遣している
- 性的虐待対応に造詣の深い講師を招き、年2回性的虐待対応研修を実施。また、講師を招き司法面接フォローアップ研修を年1回実施し、組織内で実施した司法面接のビデオを見ながら振り返りを行っている。その際、検察官、所轄警察署の警察、警視庁少年育成課にも声をかけ、三機関で研修を実施

（問）性的虐待対応に関し、**その他WGで特に議論したほうがよい事項、又は共有したい事例**があれば御記載ください。

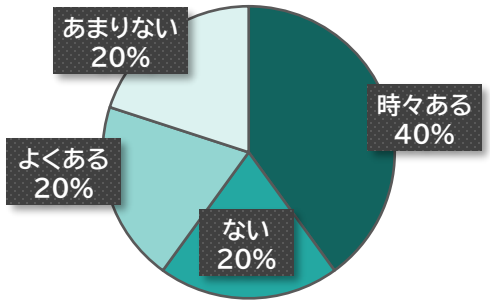
- 重篤な被害がある場合は、性的虐待に限らず暴力被害でも司法面接を実施

児童相談体制における現状把握のための調査結果（特別区児童相談所）

子家センター間のケース移管

（問）児相関与ケースにおいて、保護者・児童の転居に伴い子家センまたは子家セン機能部門の**移管・情報提供が必要**となった経験はありますか。

（単位：自治体数／n=10）

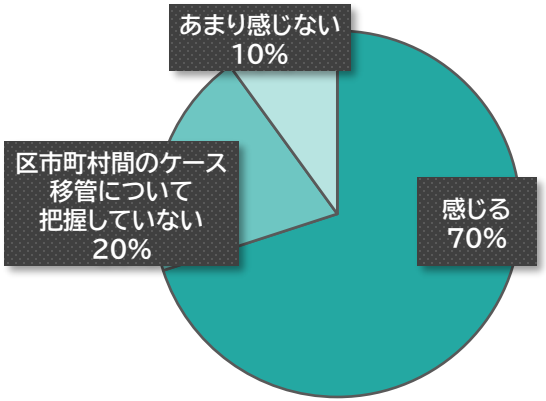


（問）よくある・時々あるを選択した場合、それは**どのような場面・ケース**ですか。

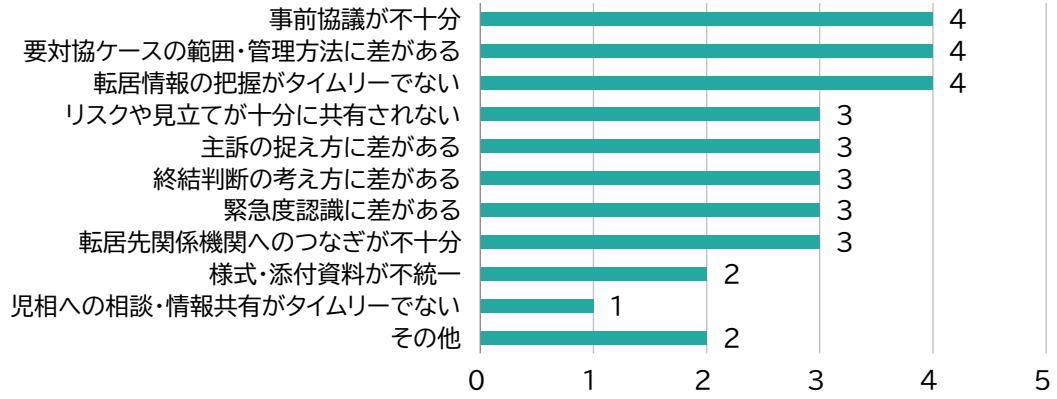
（主な回答）

- 児相でも、子家でも受理している場合、子家セン間での情報共有をする
- 転居先の子家センの支援が必要な場合
- 児童相談所が子家セン機能を内包しているため
- 保護者・児童の転居先での子家センでのサービス利用にあたって、児相で持っている情報を共有する必要がある場面があった
- 他県転居の際に、他県児相だけでなく児相から転居先の子家センに電話連絡することがあった（特定妊婦ケース）
- 転居ケースで児相間での移管があった場合は、同時に子家センに情報提供する

（問）区子家センまたは子家セン機能部門と**他の区市町村間（他県含む）のケース移管・情報提供**について、課題を感じることがありますか。（単位：自治体数／n=10）



（問）感じると回答した場合、子家センまたは子家セン機能部門と他の区市町村間（他県含む）のケース移管・情報提供に関して、**課題と感じる事項**を教えてください。（複数選択可）（単位：自治体数）

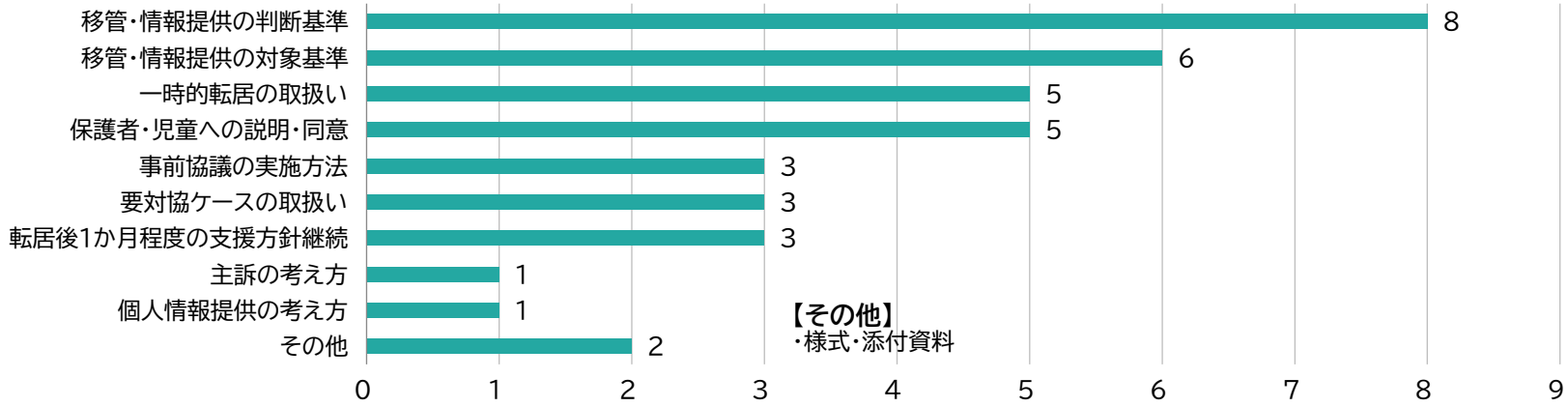


【その他】

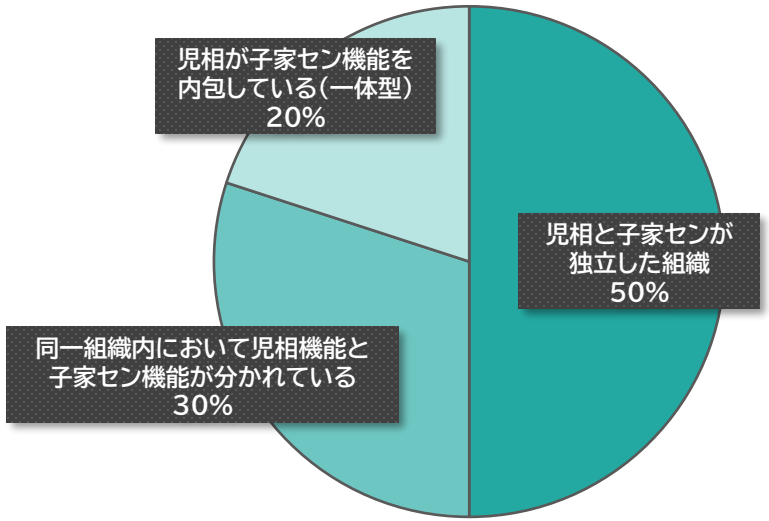
- 移管の第一報から書類到着まで1か月以上かかる場合がある
- 自治体により進め方が異なり、連携・調整が取りづらい場合がある

児童相談体制における現状把握のための調査結果（特別区児童相談所）

（問）子家センまたは子家センター機能部門間のケース移管・情報提供について、**統一的に整理した方がよい事項**を教えてください。（複数選択可）（単位：自治体数）

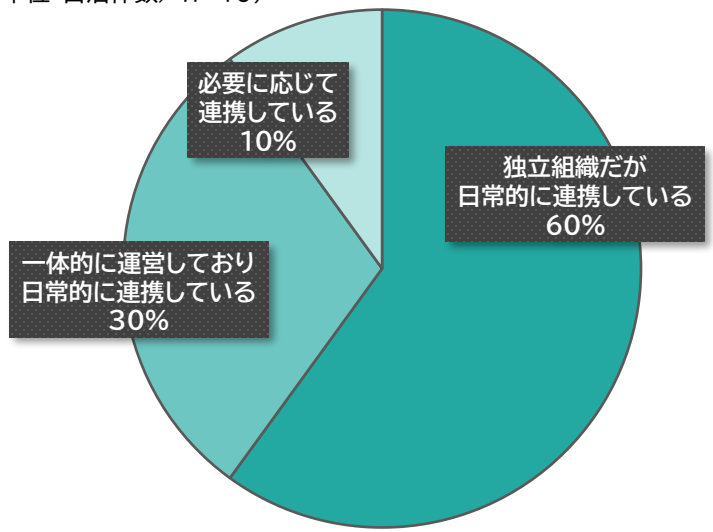


（問）貴区における児童相談所と子供家庭支援センターの**設置・運営形態**を教えてください。（単位：自治体数／n=10）



（問）児相と子家センまたは子家機能部門間の日常的な**連携・情報共有の状況**を教えてください。

（単位：自治体数／n=10）



児童相談体制における現状把握のための調査結果（東京都児童相談所）

≪調査概要≫
目　　的：都立児童相談所における、業務の標準化テーマに係る現状や課題等の把握
実施時期：令和8年9月2日～同月18日
対　　象：東京都児童相談所13所（児童相談センターは相談援助第一課・第二課をそれぞれ所として計上）

協同面接を視野に入れた性的虐待の初動対応

（問）性的虐待の下記それぞれの通告受付時の初動対応において、課題に感じることは何ですか。

本人からの相談の場合

（主な回答）
- どこまでの聴き取りをしてよいのか判断に迷う
- 児童に対し、どこまで聴き取りを行うか、どのように性的虐待以外の周辺の生活状況や虐待状況を聴き取るか
- 保護者対応を拒否する場合
- 一時保護の同意が得にくい場合

関係機関からの通告の場合

（主な回答）

【聴き取りの課題】
- 該当児童への聞き取り範囲（過剰に聞き取る場合もある）
- 誘導を避け、本人の言葉を正確に記録すること

【体制・手順の整備】
- 聞きすぎてしまう
- 初動対応の協力体制

【関係機関との連携】
- 関係機関に対し、これ以上性的虐待の話を聴かないように理解を得ること

保護者等からの相談の場合

（主な回答）

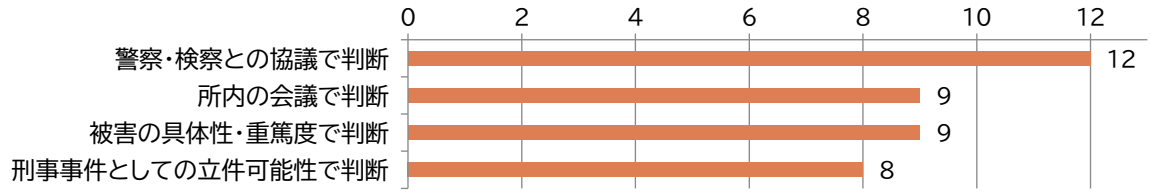
【安全確保・保護】
- 性的虐待対応への説明と理解（一時保護や在宅時の調査協力等）
- 保護者の意向に左右されず、児童を中心に緊急性・安全性を評価すること

【保護者対応の課題】
- 保護者には、これ以上性的虐待の話を聴かないように理解を得ること
- 児童面接や加害親への面接対応を拒否する場合

【聞き取りの課題】
- 保護者による児童への聞き方や聴き取りの程度
- 協同面接に対応できるよう、聞き過ぎず、必要十分な聴き取りを行う

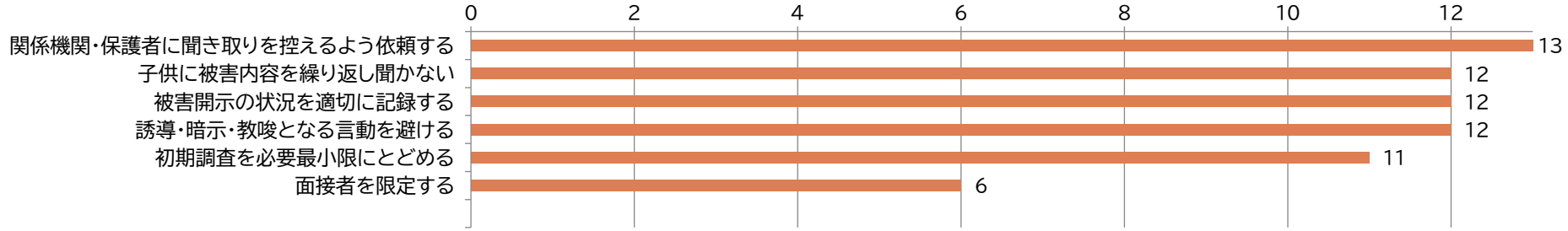
（問）協同面接を実施するか否かの判断は、どのように行っていますか。

（複数選択可）（単位：児童相談所数）



児童相談体制における現状把握のための調査結果（東京都児童相談所）

（問）協同面接の実施までの間、記憶の汚染防止のために気を付けていることを教えてください。（複数選択可）（単位：児童相談所数）



（問）性的虐待対応に当たり、どのようなケース・状況・段階で警察・検察への連絡を検討しますか。

（主な回答）

【緊急受理会議時】

- 緊急受理会議を実施し、その場で司法面接を検討することが多い

【ケースの状況】

- ケースの進捗状況に応じ（通告時、調査継続段階）、重篤性や被害意識などを踏まえ、所内協議の上判断
- 子どもから話を聴取した際に重篤な内容だった時・具体的な被害が語られた時、なるべく早期に連絡を入れるよう検討する
- 犯罪の疑いがあり捜査機関による早急な対応が必要と考えられる場合
- 性器への直接接触等重篤な場合
- 児童自身から少しでも性的虐待を疑う発言や被害についての開示があり、被害確認面接が必要と判断した時
- 処罰感情が強い場合

（問）警察との連携で課題に感じたことがあれば教えてください。

（主な回答）

【協同面接実施の対象の違い】

- 警察は事件化されそうかどうかで実施判断をしていると感じており、児相と判断のポイントが異なると感じる
- 児相から協同面接の提案をしようとしても、警察が消極的な場合がある
- 警察が、どの程度で児相から連絡すべきと考えているか、温度差があるように感じる

【捜査と児相の調査の調整】

- 警察が加害者へ接触する前に、被害内容などを出さないでほしいと依頼され児相のケースワークが進まないことがある
- 児童福祉と捜査では視点や優先事項が異なるため、緊急度や家族への接触時期について認識を共有することが重要

（問）検察との連携で課題に感じたことがあれば教えてください。

（主な回答）

【聞き取りの課題】

- 子供の意向や被害状況を踏まえた面接者の選定に配慮を要する
- 検事の聞き取りが児童の年齢等を考慮していない時がある（難しい熟語を使うなど）

【捜査と児相の調査の調整】

- 被害の影響について、心理的アセスメントや心理ケアは、警察の捜査の進み具合を考慮しなければならないことから検察の聴取の時期や今後の見通しについて確認が必要

【児相との連携の周知】

- 数年前の三機関連絡会で、警察で代表者面接の周知が徹底できているわけではないため、検察にも連絡が欲しいと言われていたが、検事によってはなぜ児相から連絡が入るのかと言われたことがある

児童相談体制における現状把握のための調査結果（東京都児童相談所）

（問）協同面接の実施に当たり、重視していること・気を付けていることを教えてください。

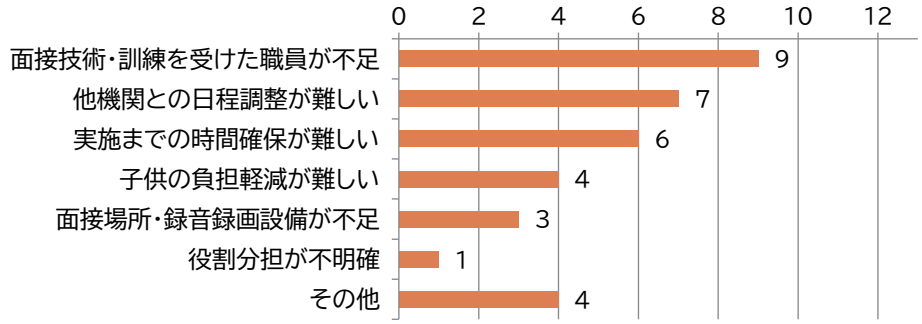
（主な回答）

【記憶の汚染への配慮】
- 協同面接実施までに聴き取りを行わない
- 記憶の汚染がないような対応

【関係機関との連携】
- 検察側から提供された「事前共有リスト」の丁寧な作成と共有
- 事前打ち合わせでの状況共有と認識を合わせることを重視
- 事前の情報共有と、協同面接後の対応方針の丁寧な協議・確認

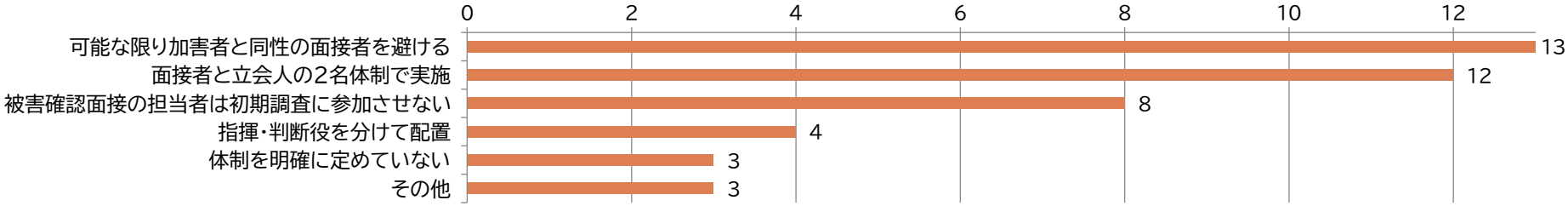
【児童への配慮】
- 協同面接前の該当児童への事前説明
- バックスタッフメンバーに担当司、担当心理だけでなく、被害確認面接のプロトコルを習得した職員を入れるようにしている。面接後には担当心理が児童のフォローに入るようにしている

（問）協同面接について、課題に感じていることがあれば教えてください。（複数選択可）（単位：児童相談所数）



【その他】
- 女児への性加害聴き取りについては、男性検事は行わない等、事前の配慮が必要
- 警察や検察が事件化を考えているケースについては、今後も検察もしくは警察主導で面接を行っていただきたい

（問）初期調査面接（※通告後の初期調査における子供への聴き取りのことで、一時保護の要否判断に必要な最低限の聞き取りを行う面接。被害確認面接とは異なる）の実施体制を教えてください。（複数選択可）（単位：児童相談所数）



【その他】
- 原則一時保護の体制で臨んでいるが、一時保護の可否については面接者から所に連絡を入れてもらい組織判断している
- できる限り、2名のうち1名は被害確認面接研修修了者が同行するようにしている
- 2名のほか、連絡調整担当を付けて3名で向かわせることもある

児童相談体制における現状把握のための調査結果（東京都児童相談所）

（問）性的虐待の**初期調査面接**について、課題に感じることがあれば教えてください。

（主な回答）

【聞き取りの課題】

- どこまでどのように聴き取りをすればよいのか迷いを感じる
- 子供から被害に関する開示が得られない場合の面接。家庭で心配な連絡があったと面接に臨むが開示がなく、虐待の4種別（身体・心理・性・ネグレクト）にまで絞っても開示がないと、保護者対応の進み方に苦慮する

【職員育成の課題】

- チーフ、児福課長代理級で、明確に初動調査を指示できる職員が少ない
- 面接者を増やす、面接者のスキルアップ

（問）**誘導・暗示を排除した聞き取り**を行う上での工夫や課題があれば教えてください。

（主な回答）

【事前準備・打合せ】

- 検察が教育機関向けに配布したパンフなども参考としつつ事前打ち合わせを行う
- ロールプレイを直前に行う

【面接時の工夫】

- できるだけオープンクエスチョンで質問し、特定の部分にだけ集中して聴くのではなく、全体的に聴いた上でその内容を踏まえて質問を重ねていく
- オンライン会議システムを用いて記録係に面接室の会話を報告してもらい、次に何を言うか、どこで面接を切るか、保護の説明に移るかを指示する

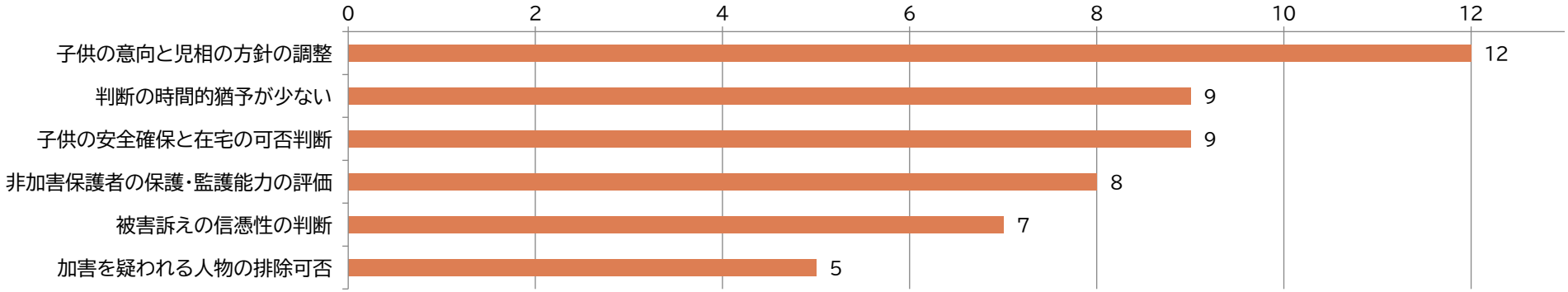
（問）性的虐待の**緊急受理会議**において、課題に感じることがあれば教えてください。

（主な回答）

【判断の課題】

- 警察への連絡・医療機関受診・一時保護の判断
- 被害確認面接の実施可否、協定に基づく警察への情報提供について
- 被害確認面接の実施の有無や可否に迷うことがある
- 司法面接実施の基準が明確になっていない
- 会議時に初期調査面接に向かう職員体制を決めておく必要がある
- 情報が限られている段階で、児童の現在の安全性や緊急保護の必要性を迅速に判断することに難しさを感じる

（問）性的虐待の**一時保護の要否判断**で課題に感じることがあれば教えてください。（複数選択可）（単位：児童相談所数）



児童相談体制における現状把握のための調査結果（東京都児童相談所）

（問）性的虐待の初動対応で関係機関（学校・病院等）との連携において課題に感じることがあれば教えてください。

（主な回答）

【関係機関との連携】

- 関係機関との連携では、児童本人の発言、職員が直接確認した事実、伝聞情報を区別して共有することに難しさを感じる
- 学校や病院等に、児童相談所の動きの見通しを伝えておくことが大切

【聞き取りの課題】

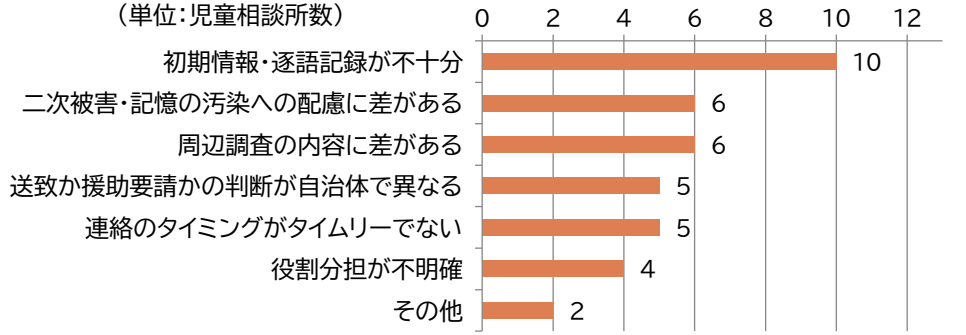
- 所属機関からの通告で、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが児童からの開示を受け、児童と内緒にすることを約束してしまっている場合がある
- 通告するかの判断のために複数の役割の人が聴き取りをしていることが多く、情報が曖昧になる
- 詳細な被害の内容を聴いてしまうことがある
- 誰が、何を、どんなふうに聞いたのか、逐語で残っておらず、記憶の汚染がないような対応だったかどうか確認できない

（問）性的虐待に対応するための職員の育成について、特別に取り組んでいることがあれば御記載ください。

（主な回答）

- 被害確認面接を行える職員を計画的に輩出するため、誰が研修を受けるかを事前に整理しておく
- 児童相談所が組織的に実施している関連研修への参加を促す（経験年数や能力に応じて）
- 児童への負担を最小限にしながら適切な初動対応を行えるよう、通告受理時のリスク評価、誘導・暗示を避けた聴き取り
- 初期面接や、被害確認面接の研修に毎年参加者を出す
- 被害確認面接のプロトコル研修修了者が講師になって、性的虐待の初動についての所内研修

（問）管内子家センからの送致・援助要請を受ける際に、課題に感じることがあれば教えてください。（複数選択可）



【その他】

- 性的虐待以外の家庭状況、虐待状況に関する情報、聴き取りが不足している
- 子ども家庭支援センター向けにも初動対応研修を実施した方がいい

（問）性的虐待対応における子家センとの初動からの協議・役割分担について、望ましい在り方があれば教えてください。

（主な回答）

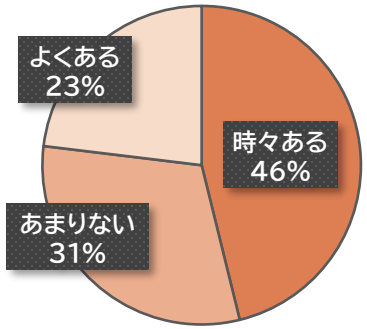
- 子家センの初動調査についてマニュアルがあるとよい
- 改正後の東京ルールの内容が浸透すると良い
- 子家センがある程度聴いた後、児相が児童に聴き取りを行うと、同じことを再度聴くことになる。性的虐待が疑われる場合、子家センは被害内容の詳細な聴取を避け、必要最小限の情報確認に留める方が良い。改正後の東京ルールが徹底できると良い
- 初動対応については、基本的に児相が主となり対応することが望ましい。子家センには、これまでの相談・支援経過、家庭状況、きょうだい及び地域関係機関の情報を速やかに共有してほしい
- 一時保護を含め法的対応や被害確認面接のような専門的な対応は児童相談所の役割であるが、地域の相談機関としての調査・調整能力は、発覚後も引き続き発揮してほしい

児童相談体制における現状把握のための調査結果（東京都児童相談所）

子家セン間のケース移管

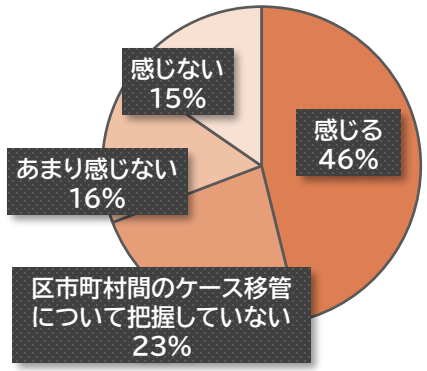
（問）児相関与ケースにおいて、保護者・児童の転居に伴い子家センの**移管・情報提供が必要**となった経験はありますか。

（単位：児童相談所数／n=13）

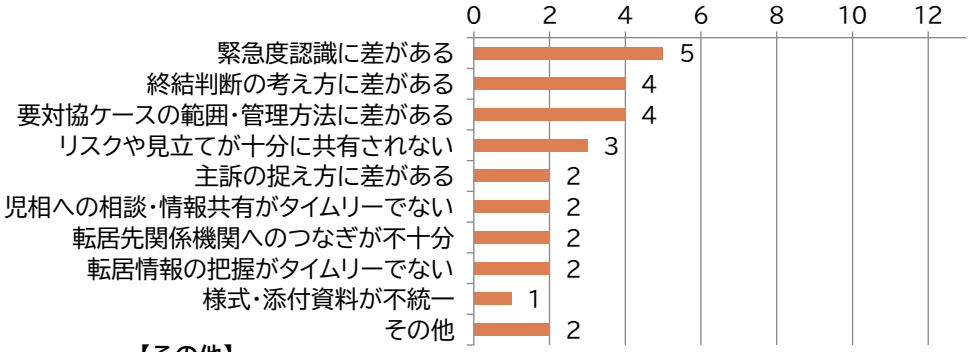


（問）**子家センと他区市町村間（他県含む）のケース移管**について、課題を感じることがありますか。

（単位：児童相談所数／n=13）



（問）感じると回答した場合、子家センと他区市町村間（他県含む）のケース移管・情報提供に関して、**課題と感じる事項**を教えてください。（複数選択可、単位：児童相談所数）

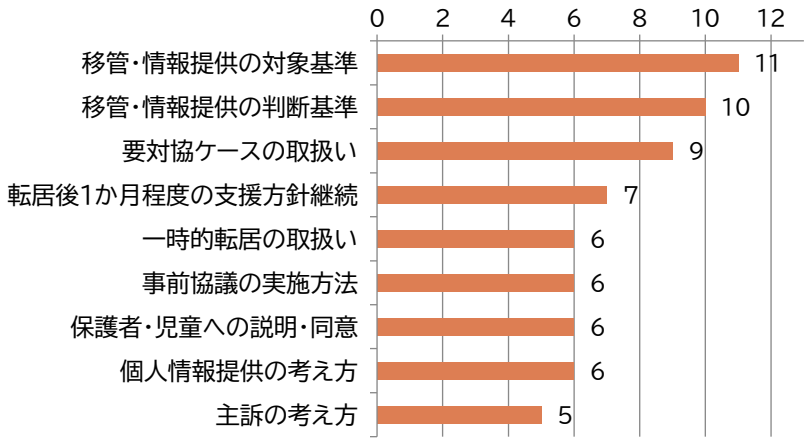


【その他】
- 児相に直接通告が入り、子家センが関与していないケースがある
- 児童相談所が関与していた場合、児童相談所から移管先となる子家センに情報提供してほしいと言われることがある

（問）よくある・時々あるを選択した場合、それは**どのような場面・ケース**ですか。

（主な回答）
- 在宅指導を移管する場合
- DV等を背景に母子が避難・転居した場合等
- 主訴が虐待のケースで、継続関与している家庭が転居した場合
- 児童福祉司指導中等で心理的ケアが継続している場合
- 児相は終結（情報提供）するが、子家センでの支援継続・情報提供が必要なケース
- 子家センが係属しているケース

（問）子家セン間のケース移管・情報提供について、**統一的に整理した方がよい事項**を教えてください。（複数選択可）（単位：児童相談所数）



（問）子家セン間のケース移管・情報提供に関し、**その他WGで議論したほうがよい事項、又は児相として共有したい事例**があれば御記載ください。

（主な回答）
- 子家センと児相が一体型の区児相について、児相から子家センへの移管はできないとして児相関与が必要なケースがある
- 移管や情報提供に関する統一ルールや様式があると良いのではないか